

平成22年第2回砂川市議会定例会

平成22年6月16日（水曜日）第3号

○議事日程

開議宣告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 4号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 3 議案第 8号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

日程第 6 報告第 5号 事務報告書の提出について

日程第 7 報告第 6号 監査報告

報告第 7号 例月出納検査報告

日程第 8 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書について

意見案第3号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書について

意見案第4号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

中 江 清 美 君

武 田 圭 介 君

日程第 2 議案第 4号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更について

議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 3 議案第 8号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 報告第 3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

日程第 5 報告第 4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

日程第 6 報告第 5号 事務報告書の提出について

日程第 7 報告第 6号 監査報告

- 報告第 7号 例月出納検査報告
- 日程第 8 意見案第 1号 地方財政の充実・教科を求める意見書について
- 意見案第 2号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書について
- 意見案第 3号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書について
- 意見案第 4号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について

○出席議員（14名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	武 田 圭 介 君
	増 田 吉 章 君		飯 澤 明 彦 君
	中 江 清 美 君		吉 浦 やす子 君
	一ノ瀬 弘 昭 君		尾 崎 静 夫 君
	土 田 政 己 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂川市監査委員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂川市農業委員会会長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	角 丸 誠 一
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一

建設部審議監	山梨政己
市立病院事務局長	小俣憲治
市立病院事務局審議監	佐藤進
総務課長	古木信繁
広報広聴課長	湯浅克己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田孝治
教育次長	森下敏彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中出利明
---------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	角丸誠一
-------------	------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長	栗井久司
-----------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局局長	河端一寿
事務局次長	加茂谷和夫
庶務係長	佐々木純人
議事係長	石川早苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。連日ご苦労さまです。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

中江清美議員。

○中江清美議員（登壇） おはようございます。私は、今回の一問一答方式、中項目で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告の順に従いまして、質問いたします。大きな1番目として児童生徒の体力づくりの取り組みについてであります。以前新聞報道で全国の体力調査の比較で北海道は全国の中でも下位にありました。基礎学力を身につけるとともに、体力の向上も成長期である児童生徒には大切なことと思いますので、各学校での体力づくりの内容について、以下のとおり伺います。

（1）、市内の児童生徒は、体力調査の結果からどのような面が不足していると考えられているのか伺います。

2点目に、体育系部活動に所属している生徒は、中学校の中でどのくらいの割合なのか伺います。

（3）点目として、体力づくりのために各学校内で工夫した取り組みがされているところがあるのであればお伺いしたいと思います。

（4）として、北海道は半年間近く雪の中で暮らすことから、雪を積極的に利用した体力づくりの取り組みとして、具体的にどのようなことを行っているのかをお伺いします。

大きな2点目として、ヘリポートに関する住民説明会についてであります。新病院の全体像が見えるようになり、市民の方も期待と心配をしながら関心を深めています。特に屋上のヘリポートは、遠くからもはっきり見ることができます。実際にヘリポートが機能するようになると、地域住民にどのような影響があるのかなどの住民説明会を開催する必要があると思いますので、その考えについてをお伺いしまして、1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） それでは、私のほうから大きな1の児童生徒の体力づくりの取り組みについて、（1）から（4）まで4点のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、（1）の市内の児童生徒は、体力調査の結果からどのような面が不足していると考えているのかについてご答弁を申し上げます。平成21年度全国体力・運動能力、運

動習慣等調査は、砂川市内の全校で小学校5年生と中学校2年生を対象に握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げの8種目の運動能力と運動習慣等の調査を4月から7月にかけて実施をいたしました。当該調査による砂川市の結果は、運動能力では8種目中、小学校男女の長座体前屈、小学校男子のソフトボール投げにおいて全国平均を上回っているものの、その他の種目については全国平均と同じか下回っており、総合的な体力合計点では全国よりもやや低い結果となっております。一方、運動習慣等の調査では、ふだん児童生徒が体育の授業以外で運動する頻度や時間、また児童生徒が土曜、日曜に運動に費やす時間がそれぞれ全国を上回っており、さらに運動やスポーツを好きと感じたり体育の授業を楽しんでいると感じたりする児童生徒の割合も全国を上回っております。これらのことから、砂川市の児童生徒の体力や運動状況の傾向の一面として運動に対する意識や関心が比較的高く、日常的に運動に親しんでいる傾向が見られるものの、それが体力の向上に効果的に結びついていないのではないかと分析を行っております。学力と同様、体力は子供たちが将来自立して社会生活を営んでいくための基盤となるものであることから、こうした実態や課題を受け、児童生徒の体力向上に向け生活習慣の改善を初め、学校、家庭、地域が一体となった効果的な取り組みをより一層充実させることが重要であると考えているところであります。

次に、(2)の体育系部活動に所属している生徒は、中学校の中でどのぐらいの割合であるかについてご答弁申し上げます。現在市内の中学校2校では、盛んに部活動が取り組まれている状況であります。その中で野球、サッカー、バレーボールなど、いわゆる体育系のものについては、2校合わせて14種目の活動が行われており、加入生徒数は両校合わせて247名であります。全生徒数455人に対する加入率にいたしますと54.3%と半数以上の生徒が日常的にスポーツ活動に取り組んでいる状況であります。

次に、(3)の体力づくりのために各学校で工夫した取り組みがされているかについてご答弁申し上げます。学校における児童生徒の体力向上のための取り組みについては、平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等の調査や今後市内全校において定期的に実施してまいります新体力テストの結果に基づき、子供たちの体力や運動習慣等の状況を適切に把握するとともに、体育における授業の改善に努めていくこととしております。また、現状では運動会や陸上競技大会において個人あるいは集団で体を動かすことを学校行事として重点的に取り組んだり、保護者を含めたレクリエーション等で軽スポーツ大会や球技大会を行っている学校、さらに休み時間を活用し、先生も一緒になって外遊びや集団遊びに積極的に取り組んでいる学校もあるなど、各学校において工夫しながら児童生徒の体力向上に向けた取り組みが行われております。

次に、(4)の学校における冬季スポーツ、特に雪を利用したスポーツについてご答弁申し上げます。冬の長い本道で体育の授業などではスキーやスケートなど自然環境を生か

した冬季スポーツを実施することは児童生徒が生涯にわたって冬季スポーツに親しむ態度や能力を身につけるとともに、家に閉じこもりがちな冬季に体力の向上を図るという観点からも意義深いことと考えているところでございます。こうしたことから、市内すべての小学校においては、スキーを体育の授業と位置づけ、毎年1月から2月の期間内に学年ごとに10時間前後の時間を割り当て、体力向上はもちろん、雪国の特色を生かした活動として取り組んでいるところであります。また、授業とは別に降雪時期には休み時間等を利用して雪山を利用したそり滑りや雪上サッカーなど、雪の中での遊びを積極的に取り入れるなど、深い雪や寒さの中で元気よく活動することで子供たちの体力の向上を図っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな2のヘリポートに関する住民説明会についてご答弁申し上げます。

当院は、平成9年1月に厚生労働省より災害拠点病院の指定を受けており、中空知地域で大規模な災害が発生した場合には医療拠点となるため、新本館高層部にドクターヘリなどによる患者受け入れや搬送のためのヘリポートを設置することとしたところであります。ヘリポートを設置するに当たっては、設計と管理をしている業者がヘリポート専門の航空コンサルに依頼した中、基礎的な調査、検討を行い、砂川市立病院改築工事に伴うヘリコプター離着陸施設の設置に関する基礎調査報告書として取りまとめたものをいただいております。この報告書の中で環境上の問題としてヘリコプターからの風害問題と騒音問題が考えられるとされておりますが、風害についてはヘリポートが高層部ということから、地上に及ぼす影響はほとんどないものとされております。騒音については、人の感じ方というものが個々の日常生活環境や騒音発生時の行動によっても異なり、非常に難しい問題とされております。特にヘリポートの運用開始後に騒音苦情が周辺地域住民から発生した場合には、航空局より運用制限がかけられる場合もあり、騒音問題については慎重に対応していかなければならないと考えておりますが、実際問題としてどの程度の騒音かはヘリコプターが飛来してみなければわからないところでもあります。今後新病院引き渡しを受けた以降において、ドクターヘリ等の運航者がまずは訓練のため当院へ、ヘリポートに飛来することになりますので、事前に病院周辺等の地域住民の皆様にはヘリポートの設置が救命救急を目的としていることなどを記載したパンフレットを配布した上でヘリコプター飛来に対するご理解をいただきたいと考えております。

以上のことから、ヘリポートに関する住民説明会は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、体力づくりの（1）についてですが、全国調査に比べて2点ほどは上回っているけれども、あと6種目は少し落ちているかなというような、そういう

結果が出されているということで、この中で運動習慣ということでは土日は上回っていて、全国よりも活発に行われているということでは大変砂川は積極的に取り入れているのだなということでは、その点では安心しましたけれども、やはりこの8種目の調査の中で下回っている点の対策というのですか、これはちょっと一問一答だから、3点目のほうにも出てきているのですが、具体的な取り組みというか、例えば具体的にいつまでこういうものを、例えば1年くらいかけてこの不足の分は改善していくとか、全部の6種目の全体的なものを向上させるというのは並大抵なことではないと思うのです。だから、私は全部が全部を平均値に近づけるとか、それ以上にするということは大事なことなのですけれども、私はそこまでは大変だと思うのです。今の教育、いろいろ指導しなければならない中で。その中で、やっぱり各学校で、ことしはこの点を重点にするのだとか、そういうようなことの方向性というのは出されているのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 各学校でのテストの結果を受けての取り組みということに関連する部分もございますけれども、基本的に子供たちの体力向上に向けては実際にそれぞれの学校の子供たちがどういった体力のそういう状況にあるのか。そういった実態を把握をした中で、現状の授業の内容ですとか、そういった部分について評価をし、必要な部分については、不足している部分ですとか、そういった部分については対策を講じて体育の授業あるいは授業以外にも休み時間等々を活用したり、学校行事の中ですとか、そういった部分で取り組みを行っているということをございます。今回テストの結果の中では、やはり走る種目、北海道でも全体的にそういう結果が出ておりますけれども、やっぱりそういう部分が若干下回っているというようなことをございます。こういった部分については、それぞれ学校の中で分析、評価をした中で授業の中で取り入れているということをございますので、ご理解を賜りたいと、そのように考えております。毎年毎年改善の部分については、それぞれ実態を把握しながら対応していくということをございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 今走る能力の面で少々そういう不足があるということで、体力づくりというのは、そのときだけ一生懸命やればできるというものではなくて、毎日の少しずつの積み重ね、そういったものででき上がっていくと思いますので、無理のない形で、そして本当に子供さん方が体力つけれるような時間帯を学校の中で少しずつ体育以外にも取り入れていくということを今後やっぱり積極的に行っていただきたいというふうに思っております。まず、1点目はそういうことで。

あと2点目の中学校、結構半分以上の方が体育系の部活動に参加されているということでは、私が思っていた以上に結構参加されているのだなというふうに思っております。このほかにやっぱり文芸部とか吹奏学部とか、いろいろなクラブがあるわけですから、そういう部分では本当に思っている以上に入部して活動しているのだなというふうに思ってお

ります。ただ、過去何年間か、5年ぐらいでもいいのですけれども、ちょっと推移ですね、部活の入部の、それが減っているのかふえているのか、それとも同じぐらいの数で推移しているのかということではどうなのでしょう。その辺をお伺いします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 大変申しわけございませんけれども、経年的なそういう動きという部分のところについては、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、市内の2校の中学校では14種目の体育系の活動が行われております。野球、サッカー、卓球、バレー、陸上、駅伝部、それからバドミントン、剣道、テニス、バスケットボール、柔道、相撲、スキーというような形で14種目に、それぞれ先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、247名の生徒が参加をしております。文化系も含めると、全体では367名、生徒数が455名ですから、80.7%の生徒さんがそれぞれ生徒さんの自主的な参加によってそれぞれの志向に合った部活に加入をしていただいているという状況でございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 それでは、3点目に移りたいと思います。

先ほど21年度の全国の調査によって、新たに新体力テストというものを、これは市独自で行うものなのかどうかということをお伺いします。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 この新体力テストにつきましては、平成21年度に実施をいたしました体力テストの種目と同じような形のものでございまして、体力テストの基礎となるようなものでございます。このテストにつきましては、今年度文科省では全国で18.8%の公立、私立の小中学校で抽出によって実施をすることになってございます。本市としては、子供たちの体力の現状というものをしっかり把握をしながら、それぞれ対応していくことが必要だろうと。いわゆる毎年そういう子供たちの現状を把握、分析しながら改善をしていく、そういうサイクルを定着させることによって子供たちの体力を向上させていく必要があるということでございまして、この取り組みにつきましては市としても各学校に新体力テストを毎年計画的に取り組んでいただいて、子供たちの状況を把握しながら体力向上のそういう取り組みに結びつけていこうということで、うち独自の委員会としての判断で、そういった形で取り組むものでございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 いろいろな全国の調査の中身から見たら結構膨大なテストの中身ですよ。そういう中で、学校の先生方、教員の方々だけでできるものなのか。例えばそういうスポーツ関係のボランティアの方の助力をいただくのか、そういった意味ではやはりすごく大事なことなので、その辺しっかりやるためには人数がほかの事業にも差しさわらないような感じで今の教員体制でできるのかどうか伺います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 議員おっしゃるとおり、やはり部活も含めてですけれども、体力向上に向けた取り組みという部分のところでは、学校で授業の中で取り入れて行うことが基本という部分になりますけれども、ただ子供たちの体力向上を図る上では、やはり学校だけではなくて、家庭に帰った後、日常的な生活習慣の中でも体力向上に向けた取り組みが必要となってまいります。そんな意味では、やはり家庭あるいは地域の協力が不可欠ということで考えておりますし、部活の部分につきましてもやはり子供たちの要望にこたえていくためには、先生、生徒数も少ないですけれども、多種多様な子供たちのそういったニーズに対応した部活動を取り入れていくということになれば、やはり地域の皆さんの協力というものも必要になってくるところでございます。新しい新学習指導要領の中では、そういった地域との連携、協力という部分のところも新たに今回指導要領の中でも示されておりますので、そういった部分を含めて体力向上に向けて学校、家庭、地域、それぞれ連携をしながら取り組みを進めていかなければならないと、そのように考えてございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 私が今回お聞きしているのは、学校内でどのぐらいのことができるのかなということでお聞きしたのです。校外になると、いろいろなスポーツクラブとか、それから父母によっては時間の余裕があって一緒にできる家庭もあると思うのですが、すべてが今校外で、家庭の中で親と一緒にスポーツできる状況というのは割と厳しいのかなと思ひまして、それで学校の中でできるだけそういう習慣を身につけさせるような、それとボランティアの方たちに学校に来ていただいて、そして協力していただくということのほうが長続きしてずっと体力向上のための一環になるのではないかなと思ひまして、その点をお伺いしたのです。ですから、今のところ家庭もあるのですけれども、家庭はちょっと切り離して考えて、やっぱり学校を中心にしてやっていけるのかなというふうに思っているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 学校での体力向上に向けた取り組みということでございます。これは、平成20年に告示をされました新学習指導要領の中でも改訂に当たって子供たちの体力の低下という部分をとらまえて、いわゆる体育の授業時数ですけれども、これも小学校低学年、1年生から4年生までなのですけれども、現状90時間という年間の授業時間持っているのですが、これを小学校1年生は102時間、それから2年生から4年生までは105時間、それから中学校もそれぞれ各学年とも現行90時間を105時間というような形で授業時数も増加をした中でこういった子供たちの体力向上に向けた取り組みを行うという形になっております。既に小学校の低学年につきましては、平成21年度からそれぞれ移行措置の中で体育の授業時数を増加させた中でそれぞれ体力向上に向けた取り組みというものが授業の中で行われているということでございますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 やはり文科省も体力のことでは時間をふやしたりということで、努力されているということでは少し前進しているのかなというふうに見ております。昔は、本当に子供は遊んで育つという、外でころころ遊び回って育っていったものですから、今はそんな状況にないものですから、やはりこういう学校での時間をふやすことによって、やはり向上に結びつくのではないかなと思って少しは進歩して、その辺ではよかったなというふうに見ております。

あと4点目に移ります。冬季の半年近く雪に埋もれるわけですが、今お聞きしますと、すべての学年で1月から2月まで10時間ぐらいのスキー授業を行っているということで、スキーをするということは1日かかりますよね、場所移るわけですから。10時間ということは、大体2日、年間にしては2日間ですよ。それは、今砂川にスキー場がないので仕方ないことだと思うのですが、例えばスキーをする低学年の子なのですが、低学年の子の中でもレベルがいろいろあるのです。そういう中で、一斉にスキー場に連れて行って教えるということは大変なことなのです、実は。それで、本当に低学年では靴を履くことから教えなければならない。そういうふうになると、その子に1人つきっきりで、あとほかの子たちを残った職員で見なければならない、そういうことが実際にあるらしいのです。

私は、これだけグラウンドに雪山をつくったり、雪は本当にあるわけですから、それを活用して、スキーの授業はなくても、ふだんからスキーを履いて歩くだけでも運動になるわけですよ。今いろんなスキー、スキーでなくてもいろんな雪上で楽しむ道具とかありますし、雪上サッカーなんていうのはすごく楽しい遊びにもなりますし、そういうことが実際にあるということでは、ふだんからの授業、そういう本当のスキー場を利用したスキーではなくて、自分たちのグラウンドで利用できるような基礎訓練、歩くこともそうですし、ちょっとした小山を階段登行して登ることも運動になりますし、そういう部分では各グラウンドに雪がいっぱいあるのですから、普通にいけば邪魔な雪をそういうふうによく利用できるということはあると思います。

それと、今大人の世界でも高齢者の方は一生懸命体力づくりのために雪の中をつぼ足で歩く。それから、スノーシューとかいろいろな道具が、身近な道具というのですか、スキーよりも簡単な道具が出てきているのです。つぼ足で雪中を歩くというのは、すごく体力要ることなのです。それを七、八十代のお年寄りがやっているわけです。そういうことをやっぱり小さいときにやるということは、すごく体力向上につながるのではないかなと。お金もかからないし、そういった意味では決して器具のためにお金を使うのではなくて、ある雪を利用した、そういう冬期間の体力向上、そういったことにもっと力を振り向けて知恵を絞って各学校実践していただきたいと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 1回目のご答弁でも申し上げましたけれども、冬期間のそういう体力向上に向けた取り組みという部分のところでは、やはり砂川市というのは雪が多い、そういった地域でもありますし、学校の周りには雪山ですとか自然の環境もそれぞれ整えられておりますので、そういった部分を有効に活用しながら、スキー授業も行いますけれども、日常授業以外で休み時間、小学校であればやはり2時間目終了から3時間目までの長休み時間というのが20分ほどございます。それと、お昼休み、食事をした後もそういった時間がございますので、そういった時間を活用しながら雪の中で雪と親しみながら活動するというような取り組みもそれぞれ各学校で工夫をしながら遊びの中でいわゆる体力向上を図るというような視点からそういう取り組みが行われておりますので、議員さんの言われたそういった部分もございますけれども、やはり自然の環境を生かした中で、遊びの中で体力向上を図るような取り組みということで行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 最後に4番目のことで、先ほどの低学年の子供さんのスキー教育の事前教育というのですか、それはやっぱり学校の中できちんとしていただいたほうが、その子も向こうに行って、スキー場に行って、自分だけ一人取り残されてということにならないように、みんなが楽しめるような状況、そういうようなものをつくるような事前教育、そういったことでやっていただきたい、そのように思うのですが、その辺はできるでしょうか。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 スキー授業の部分でございますけれども、低学年の子供さんにつきましては、砂川小学校あたりですとオアシスパークがすぐ近くにございます。そういった身近な坂を利用したりですとか、そういった部分の中でやはりスキーにまずなれるというような部分で指導も行っているように聞いております。また、さらに授業の中では、やはり先生だけではなかなかそういう、議員さんもおっしゃるとおり滑れる子から、いろんなレベルというものがございます。その意味におきまして、地元のスキー連盟の皆様にご協力をいただきながらクラス分けをして、それぞれのそういったレベルに合った形でスキーにかかわる教育というものも実践されております。そういったことから、けがのないように、スキーを楽しめるように、そういった形で取り組みを行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 では、次大きな2番目のヘリポートに関する住民説明会についてお伺いします。

局長の答弁では、事前にパンフレットを配布するだけということでお話あったのですが、まずどの範囲、パンフレットを配布するのか。全市なのか、それとも近隣なのか、ま

ずその点を伺います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 パンフレットの配布については、近隣住宅ということで考えておりますけれども、約大体半径、病院を中心に500メートル以内の近隣住宅の關係に、住民の方にこういう關係のパンフレットを配りたいというふうに思っていますし、またそれ以外に今回新しい病院、それぞれPRするということがありますから、その中にもこういった内容のものをやっぱり織り込んでいきたいというふうな考えでございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 パンフレットを配布することも一つのお知らせだと思うのですが、とにかく砂川市にとって初めての事業というのですか、ドクターヘリが飛来するわけですから、救急患者を運ぶわけで、時間帯もいつ運航されるかわからないという、そういうことはあるということで、もしこのパンフレットを配布するときに、500メートル圏内であれば、その方たちにパンフレットを配布しながら住民説明会というのをやはりされたほうが住民も納得されるのではないかなというふうに思うのです。やはり初めてのことで、たまに自衛隊のヘリコプターとか飛ぶのとは違うと思うので、その辺の状況では、せっかくパンフレット配布するのであれば、パンフレットに沿った住民説明会というものを近隣の方たち、その500メートル範囲の方たちだけにでもするべきではないかなと私は思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ただ、このパンフレットといたしましても、中身的にはやはり、まず1つは騒音の問題でございます。それから、この目的が救急医療という立場もでございますから、それらも含めた中で住民の方の理解を得るといような考えで一応作成しようと思っておりますし、説明会そのものも、ただ1つは騒音の大きさについても、いわゆる防災ヘリ、ドクターヘリ、機種によってそれぞれ違います。実際どの程度の音なのかというのも、実際訓練飛行を踏まえてやらないと測定できないという状況もありますから、その辺を考慮しながら、とりあえずまず近隣には救急でヘリが飛来するというふうなことを皆さんに周知してお願いしたいという、理解していただきたいというような背景でパンフレットをまず配った中で周知していきたいというふうに一応考えております。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 砂川のような屋上にドクターヘリ基地のある病院というのは、ほかのところにはないのでしょうか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 道内の病院ですけれども、実態としましてはうちのよ
うな屋上にあるのは市立札幌病院、当然これ基地局ではありませんけれども、それから敷地のほうに飛来して着陸するというような病院が室蘭日鋼記念病院、それから釧路市立病院、

それから留萌市立病院、ただあと札幌の手稲病院については屋上にヘリを設置しているというような状況で、道内では一応6カ所ということでございます。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 道内に屋上に設置している病院があるのであれば、情報というのはそういうところから、情報、騒音の、そういうものは入手することはできないのでしょうか。今局長の答弁では、実際に稼働しないとそれがわからないということなのですが、それはどうなのですか。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 騒音の問題につきましては、いわゆるコンサルのほうからも情報はいただいております。ただ、音の大きさについては、一般的に申し上げますと、機種によって違いますけれども、防災ヘリでは70デシベル、それから最大で90デシベルということで、70デシベルというのは大体騒々しい街頭放送、それからセミの声ですか、その程度の大きさ。それから、90となりますと工事現場、それからパチンコ店内、カラオケ店内のいわゆる音というような範囲で、そういう情報はいただいておりますけれども、当日のやはり風向き状況、それから近隣の建物によっては多少とも変わってくるというふうに言われております。その中でいろいろと協議して、この音についてはまずは訓練飛行をしないと実際の音ができないという意味で先ほど申し上げたので、それらの調査して、その結果としてそれぞれ説明会云々という話になると思いますけれども、とりあえず今の段階では救急ヘリが来るということをまず説明していきたいというような考えでおります。

○議長 北谷文夫君 中江清美議員。

○中江清美議員 私は、単純に考えて、ほかの道内の屋上にヘリのあるところは、その資料に基づいて大体のことを住民に説明できるのかなと思いましたが、こういう質問したのですけれども、確かに住宅街、余り砂川の場合は近隣に高い高層ビルがない。そういったことで反響音だとか、いろんな意味では確かに違ってくるのかもしれませんが、それはやむを得ないことなのかなと思います。私は事前に、できれば70デシベル、90デシベルとか、そういった段階でのちょっとした予防、予知、予備知識ですね、住民の予備知識として知っておいたほうが実際に稼働した場合の判断というのになるのかなというふうに思ったものですから、そこら辺は別に事前にしても無駄ではないかなというふうに思ったわけですが、その辺はお考えは変わりませんね。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 先ほど500メートル以内というお話しさせていただきましたけれども、実はこれに関するものについては、当然ホームページ、それからほかに病院をPRするパンフレット等作成しますから、その中でもそういうヘリコプターの関係についても救急医療の体制の中で整備していくという関係についても一応あわせて広報

はしていきたいと、それから周知していきたいというふうに考えておりますので、その点でご理解願いたいと思います。

○中江清美議員 それでは、終わります。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。私も一般質問を行うに当たって一問一答方式の方法で質問を選択し、一問一答方式の中でも大項目一括方式で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、既に通告してありますように大きく3点について市と教育委員会の見解を伺います。大きな1点目は、市立病院のブランド力強化についてであります。10月にも待望の新病院が開院します。交通の便のよい砂川は札幌などにも近接しており、多くの患者さんを市外からも呼び込むことがねらえる一方で、患者さんが逆に市外に流失していくおそれもあります。既存の砂川市立病院の名声をさらに高め、今まで以上に地域内外の住民の皆さんから幅広く支持され信頼される病院として病院の発信力を高め、さらなるブランド力の強化、向上が望まれるところです。その強化に向けては、一定の戦略を持ち、取り組んでいかなければなりません。そこで、新病院開院後における広報、周知体制の取り組みや強化の考え、市立病院という一体のものがブランドとしてきちんと確立するためにもブランド力を強化していくことが大切であり、そのことについてどのように考えているのか伺います。

次に、大きな2点目、シティープロモーションのための広報の充実についてであります。地域を持続的に発展させ、地域の魅力を地域内外に効果的にPRし、地域があらゆる資源を地域内外の中で活用していくシティープロモーションという手法に取り組んでいる自治体がふえてきています。シティープロモーションの充実には、行政広報が重要な役割を果たしており、従来型の行政広報から多くの方を地域活動等に参画する方向へ導いたり、あるいはまちの施策などを広く対外的に周知、PR活動することによって新たな活力を創出しようとする政策広報、まちと周辺地域の魅力を地域内外にPRしていくことで連携した地域発展に寄与していこうとする地域広報といったように広報の階層化が必要となってきます。従来型広報とは別に戦略を持った広報の実現により市内外から刺激を受け、新たな地域活性化の可能性を生むものにつながると考えますが、階層化を特に意識した今後の広報の展開についての考えを伺います。

最後に、大きな3点目は省エネ努力を学校に還元する取り組みについてであります。環

境に対する世間の関心が高まっている今日において、学校教育現場においても環境教育の重要性が認識されています。単に環境を考えさせる教育ではなく、身近で子供たちが感じられる環境活動のうち省エネ活動から環境問題を考えさせることは実践的であると考えられます。全国の公立小中学校の中には、教室内の照明を小まめに消したり節水に心がけて光熱水費を削る取り組みをしている公立小中学校が多くあり、その中の一部の学校ではさらに子供たちの省エネの活動に報いるべく浮いた光熱水費の中から一部を学校の自主財源として交付して還元するような取り組みを行っているところもあり、環境教育としての省エネと学校の自主活動経費確保という、いわば一石二鳥となる取り組みを実施しているところもありますが、このような取り組みについて砂川市でも取り入れることができないか伺います。

以上のことをお伺いして、演壇からの質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1、市立病院のブランド力強化についてご答弁申し上げます。

初めに、当院は良質の医療、安心と信頼の医療を提供する病院、地域に根差し、地域に愛され、地域に貢献する病院という理念に沿って、事実に基づき、安全で効果的な質の高い医療を目指して実践しているところであり、地域の中核病院としてさらに快適で機能的な診療体制を拡充し、高度専門、救急医療の充実を図っているところであります。

ご質問の新病院開院後における広報、周知体制の取り組み、その強化の考えについてありますが、現在の当院での広報活動につきましては、当院の診療体制、医師の紹介、疾病の紹介や医療情報、医療活動などをテーマとして広報紙「ひまわり」の発行やホームページを開設しております。また、昨年度末からはより多くの紹介患者さんが当院に受診していただくために当院が行っている医療全般を幅広く知ってもらう必要があることから診療科ごとに医師の紹介や診療体制などの内容について、各診療科の医師に独自に作成してもらい、それらを冊子として作成し、関係する近隣地域の医療機関や関連施設、行政機関等に配付し、広く周知活動を行ってきたところであります。これらの広報活動は、より多くの住民の方々、さらには他の医療、福祉関係の方々に当院の診療体制等を紹介することで互いに情報を共有することができ、身近で開かれた病院となることを目的として行ってきたものであります。新病院開院後における広報、周知体制、またその強化につきましては、当院がさらに救急医療分野が強化されるものであり、地域の基幹病院としての位置づけがより一層明確となるため、当院の医療体制、運営、情報等について各関連する機関から幅広く情報の提供が求められます。このことから、広報する内容を充実させるとともに、ホームページにおいては動画の活用等についても再度検討の上、情報を発信することを考えてまいります。また、「ひまわり」の配布につきましても、町内会の協力を得て広く配布させていただいておりますが、拡大等を含め検討し、さらに医療の特徴などをまと

めた冊子の配付につきましても近隣にとどまらず、空知圏域での展開も検討してまいりたいと考えております。

次に、病院全体が統一的なブランドとしてのブランド力の強化についてであります。機能分化や個性を明確化することが重要視される今日の医療体制の中で、当院は地域の中核病院として周産期センター、がん診療など高度専門医療を充実させ質の高い医療を提供しており、さらには新病院で救命集中治療センターとしての救急部門の充実を図っていくことが砂川市立病院としてのブランドであり、このことが患者さんや他病院からの信頼を得るかぎとなっております。したがって、当院のこれら機能を地域住民、医療機関にアピールすることが大変重要と考えますし、さらに職員の意識も高揚させることが必要と考えております。このことから、ご答弁申し上げたとおり広報紙等による住民周知や各医療機関、施設への周知について充実を図るとともに、新たな取り組みにつきましても今後研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 大きな2のシティープロモーションのための広報の充実についてご答弁申し上げます。

市からの情報発信としての広報の取り組みにつきましては、広報すながわにより市政の動向、施策、行事等の市民への周知を行うとともに、ホームページにつきましても市民への周知に加え砂川市の紹介、移住情報など、市外の方々に向けた情報も発信しているところであります。まちの魅力を地域内外に認知させ、交流人口や定住人口の拡大、新しい産業や雇用の創出など地域活性化を図るものとして先進地で取り組まれていますシティープロモーションにつきましては、戦略性を持った地域経営を目指して政策展開されているのであります。砂川市の知名度は、北海道子どもの国、ハイウェイ・オアシス、オアシスパークなどの観光資源、さらにはスイートロード事業、砂川市立病院などにより高まってきたと考えております。これらの資源については、これからもさまざまな機会、媒体などを通じて、より広く浸透させていく取り組みを進めていかなければならないものと考えておりますが、砂川市の魅力やブランド力の創造、認知度を高めるためには、初めにまちの魅力は何であるのかを市民みずからが認識することと魅力あるまちづくりに参画することが必要であり、その上で市民、企業、NPO、行政などが連携、協働して情報発信を行うことが地域活性化につなげていくためには効果的であると考えております。これらの取り組みには時間を要するものであり、先進地の状況等も調査しながら研究してまいりたいと存じます。

広報の階層化というお考えが示されておりますが、今ほど説明した地域の魅力やブランドが確立しなるとなかなか取り組めないものと考えているところであり、今後におきましても行政情報をわかりやすく伝え、市政に対する関心を高める広報紙の作成、ホームページの一層の充実などに努めて市民に提供するとともに、まちづくりに対する積極的な参加

を募り、また市外に対する情報発信につきましても市内で連携して進めることはもとより、企業などとも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから、大きな3の省エネ努力を学校に還元する取り組みについてご答弁申し上げます。

議員のご質問の要旨のとおり、地球温暖化などの地球環境問題を踏まえ、省エネルギーの重要性を認識し、身近で自分たちができることから実践を通して環境問題を考えることは重要であると考えております。議員がご質問の各学校で節約した光熱水費のうち半額を学校の自主財源として交付する制度の導入につきましては、兵庫県三田市や北海道では札幌市が導入していることは承知をしてございますが、当市の現状としては光熱水費につきましては学校に配当する予算科目でなく、教育委員会が市内7校の予算を一元的に管理しているため、予算執行残については減額補正などを行っております。また、学校で必要となる予算につきましては、都度経費を必要とする理由、事業の効果、効率性などを確認し、検討を行い、必要と判断するものにつきましては市部局と調整を図り予算の措置を行っているところであり、奨励的な意味合いにおいて予算の目的、具体的な使途などが明確となっていないものについて学校の自主活動経費として予算措置することにつきましては現時点で考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次大項目の1点目から質問してまいりますけれども、市立病院のブランド力の強化についてのお話でありましたけれども、この広報の大切さというのは、私だけではなく、今までもいろんな議員さんが委員会ですとか一般質問とかで述べられておりますが、当然病院としてもその重要性というのは認識しておられるということも承知しております。ただ、民間企業等でもそうなのですけれども、この広報の周知というのは、直接的に病院経営に直結するものなのです。民間企業であれば、広告ですとか、いろんなテレビ、CM、新聞等の媒体を使って、利潤を追求するために患者さんを集客するですとか、そういった利潤の追求を目的とした広告というような出し方をしていますけれども、病院のほうは病院の広告規制がありますから、そういったような収益を上げる、直接的に上げるための広報ということはできないのでしょうかけれども、砂川市立病院が高度医療を担うと、事あるごとに我々もそれをよく住民の皆さんに説明しますが、果たしてそれが本当に地域の住民の皆さんにご理解を十分いただいているのかといったような問題もあるわけです。

そこで、イメージが強化されると病院の経営体質がどのように変わっていくのかというようなことを若干述べたいと思いますけれども、患者さんというのは、例えばいろんな物の本やテレビ等の情報を得てイメージを持つということもあるのですけれども、やはり実

際に砂川市立病院を受診されて、そこでのスタッフの印象ですとか、いろんな配布物、先ほど広報「ひまわり」の話もありましたけれども、そういったものを閲覧することによって、やはり第一印象でその病院で今後も受診したい、入院したいというような印象が決まると思います。なかなか一回最初についてしまった印象というものはぬぐい去ることはできませんで、最初にいい印象を与えていると、それがまた口コミとなっていろんな患者さんたちに広報、周知活動、患者さんみずからがほかの患者さんを連れてきてくれる、そういったことにつながっていくわけなのです。ところが、最初の印象でそれが悪かったり、きちんとやっている取り組みであっても、先ほど申しましたようにそれが適切に地域の住民の皆様には伝わっているかどうかといったような検証がなければ、実はややきつい言い方でいえば自己満足的なことに陥ってしまうわけなのです。そうではなくて、やはりどこかで立ちどまって振り返って、患者さんたちが本当に何を求めているのか。どういったような印象を今の病院に持たれているのか。これからの新病院に対する期待の話はいっぱいありますけれども、今の病院も含めて、これから新病院になっていく上で、患者さんというのは多分少しでも快適な環境で医療を受けたいといったようなこともあるものですから、そういったようなことの広報のあり方ということも考えていかなければいけないのかなと。先ほどの答弁の中では、お医者さんの苦勞ですとか疾病のこと、または医療制度の関係のお話、それというのも非常に大切なことですが、それと同時に患者さん、実際に患者さんのプライバシーもありますから、実名を出す必要はないのですけれども、そこで受診された患者さんの、よく感謝の声とかというのも一つの宣伝というか、ほかの患者さんに対するインセンティブになるのかなと。そういったようなことを載せてもいいよという、本当に病院に感謝をして載せてもいいよという患者さんもあらわれてくると思いますし、そういった本当患者さんが患者さんを連れてくるような形になれば、我々も心配している患者さんの減少といったところにも歯どめがかかると思うのです。

ブランドというものは、これは一長一短にできるものではなくて、我々がそう、これが高度医療を担うと、地域の基幹病院であることがブランドだと言っている、果たしてそれが本当にブランドとしてのイメージとして実際に受診される患者さん方に伝わっているのかどうかということなのです。病院にイメージ戦略が必要だということは、当然イメージ戦略なき広報、周知活動というのは、広報、周知はしていますよという形にはなりますが、それが直截的に患者さんの集客ですとか、患者さんの親族の皆様に対する快適かつ気持ちいい医療を提供されているかどうかといった検証がなければ、本当にそういうふうになされているかどうか分からないわけなのです。この利用者が良好だと思判断評価をしているかどうかということは、今後病院のほうでアンケートをとるなりですとか、いろんなような形でそういったことをしていかなければ、今後の広報につながるようなことというのはなかなかできてこないのかなと。先ほどホームページですとか動画、それから広報紙等のさらなる活用という、それから現在の取り組みのお話もされていましたが

も、それはそれで継続していくことはとても大切なことです。ですが、クラスタ一的にどんどん、どんどんそういったものを相乗効果を生むためにいろんな世代の人、それからいろんな性別の方が当然いらっしゃるわけで、ホームページとか、特にお年寄りなんかというのはなかなか見ない方もいらっしゃいますし、逆に若い人というのは配布物のほうを見ないかもしれませんので、そういったようなことも含めて意識調査的なこともしていかなければ、今後の広報、周知活動というのはなかなかできていかないのかなというふうに思います。

広報、周知活動をしていく上で、実際に生の患者さんの皆さんの声を聞くことによって、実際そこで医療を受けている方がこの病院ではやはり宣伝どおり高品質を維持された医療を受けることができるのだ。知名度という、もちろん砂川市立病院って物すごい知名度ありますけれども、知名度という価値があって、人を引きつけてやまない魅力があると。病院の中のデザインということも、これは非常に重要なことになってくると思います。ですので、そういった一体的なことも含めて、ただ設備的なもの、医師が集約されているということだけではなくて、本当デザインから何から、働いているスタッフの日常の行動から何から何まですべてを含めてブランドとしてとらえるのであれば、やはりこれは今の段階から、新病院に引っ越す前からいろんな内部でのブランド戦略の強化についていろんなスタッフがいるわけですから、お話もしていかないといけないと思いますし、先ほど言いましたように患者さんが患者さんを連れてきてもらうための広報のあり方ということも考えていかないといけないと思うのです。その点について、再質問としていろんな媒体をクラスタのように組み合わせるといふこと、先ほど私言いましたけれども、その辺も含めて総合的にどう考えるかということをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 ただいまの広報、いわゆる市民の周知も含めて、それらをもとにブランドとしての位置づけということで戦略的なお話もいただきました。ただ、いわゆる私どもがブランドとしての維持に向けての対策については、考え方としてはまず信頼が必要、患者を大切にする、そういった信頼が必要であるし、知名度を上げることも必要だというふうに考えております。さらにまた医療の資質、これ特に医療の資質については医師の確保を含めて、遠方から各大学から砂川へ行ってぜひ働きたいというような医師の確保対策につながりますし、ただ大きく今言われました患者の満足度、これが非常に大切だというふうに考えております。それで、実際としてはアンケート、満足度のアンケート調査も実際しておりますし、さらにご意見箱等でもいろんな市民の方々のご意見もいただいております。ただ、これは今実際毎年のように毎月のようにやっておりますけれども、ただこれではなく、新しい病院に向けてはこれらも含めて、病院全体の診療体制の運用を含めた中で今現在協議中でございます。ただ、それは運用を協議するのではなく、その中にもこういった趣旨のもとをきちっと整理した形で協議していきたいという、検討して

いきたいという考えを十分持っております。ただ、これらをするに当たっても当然、ただ話し合うだけでなく、やはりこういうことが求められているということを改めて皆さん職員が意識しながら、これに向けて検討すべきというふうにも考えておりますから、そういった思いで今後もさらにブランドの強化ということも含めて検討していきたいというふうには考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今ほど答弁ありましたように、今月の2日に我々行政視察の関係で札幌医科大学に行ってきましたけれども、医師を派遣するお医者さんにとっても、大学のほうでも砂川市立病院というのは一つのブランドになっているわけです。3人の教授の方とお会いする機会がありましたけれども、皆さん口をそろえてやはり砂川市立病院は北海道ではすごい病院だよねと。それも私は一つの医療スタッフに対するブランドだと思っております。それから、先ほどから申していますように、患者さんに対するブランド力の強化ということで患者さんを最終的には誘引して病院経営のほうにつなげていこうという話ですけども、それについても今後機能的にやはり検討していただけたというような趣旨で私は今受け取りましたけれども、もし違うのであれば訂正をしていただきたいと思えます。

それから、もっと大事なことは、今の答弁でもありましたけれども、もっと深く掘り下げて言うと、そこで働いている人たちがきちんと誇りを持って働ける場、つまりブランドの、インナーブランディングというのですけれども、院内の中でブランド力の強化に努めていこう、働いているスタッフみずからですね。働いている人がやはり誇りを持って働いている職場というのは、患者さんが来ても患者さんに対して誇りを持てるのです。そのこと自体が広い意味での広報、周知活動につながっていくわけなのです。やはり患者さんというのは、繰り返しになりますけれども、その病院を訪れたときの印象でどんな病院かという印象が決まってしまうと思うのです。ですので、忙しいスタッフですから、なかなかこういった、どちらかといえば事務的な話になっていきますけれども、事務的な話であってもきちんと医療スタッフと事務方とが情報を共有した上でこれからの砂川市立病院のPR活動についても一緒に発信していこうと。なおかつ働いているスタッフも誇りを持って、どんな患者さんが来ても丁寧に対応をして、そして患者さんがまた患者さんを連れてきてくれるような周知につながるような活動というのにつなげていただきたいと思いますので、その院内で地域の期待と信頼にこたえるために行うべき活動、医療の質を向上させる活動をもっと詳細に具体的に話し合う場というのは密接にあってもいいのかなというふうに思っておりますので、その辺についてだけ再々質問としてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 道外、道内問わず、いい病院とよく言われますのは、機能もいいのですけれども、基本的には医療の質が非常にいいということで評価されます。その機能の質がよくなるということになれば、当然接遇、職員の接遇等々も非常に影響し

てきます。当然そのこととして特にこの接遇ということに関しては、委員会なり講師招いたりいろいろしていますけれども、まだまだ不十分だというふうな認識しております。そういう中で、今回も含めて新しい病院に向けてもこの辺をしっかりとできるような体制をとにかく強化していきたいという考えもございますので、特別な委員会というよりは、全体の中でこれらについても話し合いをしながら、新しい病院に向けた体制づくりをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、大項目の2点目に移ります。

先ほども答弁でもありましたけれども、シティープロモーションという概念はなかなか新しい概念で非常に多義的であります。ですので、シティープロモーションという言葉だけだと一体これは何を意味しているのだと。いろんな意味があるものですから、どれもが間違いという意味ではないのですけれども、先ほどの答弁の中にあつたように、まさに私が考えているのは、やはり地域を活性化させる、それから地域の住民の皆様に情報をきちんとおろしていくといったようなことをしていく上での広報というのは非常に大切なことです。それと同時に、今の病院の話とも関連しますけれども、砂川市自体には数多くの魅力を持った場所もあります。そういったことは、市民の皆さんに十分、やはり病院と同じようにあつて当たり前、身近にあるから逆に気づかないといったようなこともあるわけです。そうではなくて、もっと自分たちの身近にあるものの魅力を自分たちみずから発見していこうと。先ほどの答弁にもありましたけれども、そういったようなことにも今後取り組んでいきたいというようなお話がありましたけれども、やはり具体的にこういったようなことをやって、それから市長のおっしゃるような市民の皆さんの協働、問題点がわかってくるわけです。いいところも見えれば悪いところも見えてくるわけですから、そういった協働というようなことを行っていく上でも、やはり自分のまちのよい点、悪い点をしっかり把握した上で、さらによい点は行政だけでは今できませんから、行政と企業とNPOとか、そういったような団体が一つの核となつて、砂川市内にもいろんなそういった団体もありますけれども、もっともっと戦略的にマネジメントをした上で広報の階層化と私は言いました。今までと同じように広報すながわで住民の皆様にお知らせする広報は従来型の行政広報という部類だと思います。それだけではなくて、もっと住民の皆さんが行政に積極的に参画できるような広報のあり方、それが政策広報であつて、さらに砂川市だけではなくて、砂川市だけが突出してもだめなのです、今の時代。そうではなくて、もっと近隣のまちともいろんな政策で手を結べる、または近隣のまちとも一体となつて人を呼び込める、またはいろんな手伝いとか助け合いができる、そういったようなことについても積極的に地域内外にPRできるような地域広報というようなことも考えていかないといけないと思っています。なかなか人員的、予算的な制約があつて難しいというのは承知しておりますけれども、まずはその萌芽となるべくいろいろな活動の原点にあるものは地元

の市民の皆様には砂川市内のよいところ、悪いところの再発見という、いろんな意味での再発見です。ただの企業訪問や施設を見るだけではなくて、いろんな体験を通してもらうのもいいかもしれません。それがひいては、そのまちをプロデュースしていくことになって、それがまたいろんな企業を呼び込んだり人を呼び込んだりしていくことによって、まちの再構築につながっていく、地域活性化につながっていくといったような概念であるのです。ですので、先ほど答弁にもありました、今後市民の皆様にもみずからの足元である砂川市内のいろんな魅力等の再発見等についての取り組んでいきたいというようなお話もありましたので、現時点で具体的にこれをやろうとかというのはなかなか出てこないかもしれませんが、考えられる可能性、先ほどそういう答弁をいただいたので、今何がしか、直接的な具体的なものでなくてもいいのですけれども、考えられそうなものというものがあると思うので、その辺について再質問として答弁としてお伺いしたいなというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 砂川市にとりましても、まちの魅力を広く地域内外に宣伝、広報していくということは、知名度が上がり、認知度が上がり、まちに来られる方々がふえるというようなところから地域の活性化に寄与されていくということは大変好ましいことだと思います。これまでも市内部の行政広報については、それは市の政策等も含めながら状況をお知らせしていますけれども、ホームページ等につきましては、やはり砂川市を紹介する写真だとか、それから市勢要覧などを掲載して広く宣伝はしているところでありますけれども、そこで改めて考えるのは砂川の魅力というのは何かということでありまして、先ほど答弁した施設等が行政では推奨しておりますけれども、住んでいる市民が本当に魅力と感じておられるかどうかとなりますと、その認知度合いというのはわからないという部分がございます。

先ほどブランドというようなお話もありましたけれども、これらについてはやはり市民や企業が一緒になってまず考えながら認識し合うということが必要でありまして、砂川の魅力とは何かというものを共有していかなければ進んでいかないかというふうに思っております。このシティープロモーションというのは、調べますと3つほど成功するためには要素が要ると。それは、地域内外の認知であり、これは砂川だねというような優位性というか広まりというか、そういう認知がまず必要だと。それから、継続性ということで一過性ではなくて、ずっと継続性を持って周知していかなければならない。また、他方向性といまして、それはつながりでありまして、それは市民、企業、NPO、行政がともに参画して協働した体制でなければ、これは進められない事業だというふうなことも調べた中ではありました。それらの3要素があって、初めてシティープロモーションというのが進めていかれるのだということでありまして、そういう認識をしております。それらのプロセスを踏みながらそれぞれの立場で情報発信していただくのが一番、網の目のようにつ

ながっていくのかなと思います。

そこで、砂川の魅力といっても、個々の価値観ですから、いろんな多様性があります。それは、風景だったり、それは食べ物だったり病院だったり、いろんなものが魅力として出てくるのかもしれませんが、それは個人の感じ方でありますから、統一できるかどうかというのはまた無理な部分もあるかと思えますけれども、そういう課題を含めまして、砂川の魅力をどう発信していくかということについて、行政だけでなく、これは市民や企業も巻き込んでまちづくりということにぜひ参画をしていただいて進めていくということが重要であります。議員おっしゃったとおり、そこに住んでいる市民が本当にそういう認識を持っていないと、これは進められない。その市民がそれぞれの、その媒体によってあらゆる機会を通して広めてもらうことが砂川の認知度、あるいは優位性というところにつながっていくという大変時間のかかる運動でもございます。それらを含めまして、先進地のいろいろな状況を含めて調査をしていきたいと考えております。ただ、時間がかかるという何もしないではなくて、行政としてもできるものはホームページの充実を図りながら、例えば動画みたいなものを載せてアピールしていくとかという、できる範囲のものは進めてまいりたいなというふうなことで現在考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今ほどの答弁の中で3つの要件のことを述べられておりましたけれども、まさにそのとおりで、なかなかシティープロモーション、聞きなれない言葉ですから、これをやることによって今までやっていることと何が違うの。これをやることによって、一体どういう効果があらわれるのかというのがなかなか一般の方にはわからないというところがあるのですけれども、2つほど例を挙げたいと思います。1つは、シティープロモーションという、どちらもシティープロモーションという名称ではないのですけれども、結果的にはこの3つの要件がやっている自治体だったのです。1つは、北海道の伊達市です。北海道の伊達市は、いろいろと今老人が一番集まってくるまちとして全国的にも有名になっていますけれども、あれも本来は移住、定住等のために行っていたことではなくて、そこに住んでいる地元の方、地元の団体とかがいろいろ協力をし合って、地元に住んでいる人たちの地元のいいところ、悪いところ、そういったようなことを含めて快適な環境、生活環境の追求を求めていたのです。これは、伊達市の担当者の方から聞いたのですけれども、その結果が結果的に老人にとって住みやすいまちとなった。それがどうしてあのように老人が集まってきて、若者の介護の施設とかがふえたという、結局口コミでどんどん広がって行って、自分たちの市民のためにやった施策が、それが結果的によその人から見てもうらやましがられるような取り組みになって人が集まってきたというのです。これも名称こそ当時シティープロモーションという名称はありませんけれども、この3つに書いてあるような認知性、継続性、つながりといったようなことを重視した結果、生まれてきたものですから、そういった効果を持つこともできる。

それから、もう一つは、これは直接的には経済効果とか観光というような話にもなってくるのでしょけれども、市の魅力に気づいて、今先ほど答弁ありましたように、行政だけではなくて、あらゆる人たちが発信をすることによって、それが思わぬ企業ですとか民間の方を巻き込んで、映画とかロケとかいろんなものの誘致活動につながることもあるのです。それが結果的にフィルムコミッションというような形で、その地元での非常に強いPR効果を生む可能性が出てくる。そういったことをしていくためにも、やはり行政だけが砂川の写真ですとかホームページですとか、そういったものを行政の職員の皆さんにお願いするというのは過大な負担になりますから、市民の皆さんを巻き込まないと難しいのです。ですので、市民の皆さんをどのようにそれに巻き込んで、今新しく出てきた用語ですけれども、シティープロモーションというような形に誘導していくのか。この誘導していくことについて時間的なものもかかるし、砂川市として、行政としてはホームページの充実や動画のPR等に努めてまいりたいということだったのですけれども、これをさらにNPOさんですとか民間の企業の方ですとか個人の方でもいいです。そういった方々に輪を広げていくためにどのようにしていったらいいかということについて、どのように考えているのかということをお伺いいたします。

○議長 北谷文夫君 総務部長。

○総務部長 角丸誠一君 具体的にはどう巻き込むかということまではまだ検討はしておりませんが、他市の事例でいけば、自分のまちを愛するという有志というかサポーターあるいは応援団というのを結成して、まちの魅力と情報を発信している事例があります。それは、例えば仙台はシティーセールスといいますけれども、そこでは仙台カフェというところで仙台を愛する市民の方が集まって仙台の魅力と便利な情報を全国に発信していくサイトというようなものを持っております。理想ではありますけれども、そういった市民がやはりまちづくりに参画していただいて、行政も一緒に協働しながらそういうふうな体制に持っていければいいのかなというふうには今考えているところであります。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、大項目の3点目に移ります。

教育委員会のほうなのですけれども、なかなか現在の予算の絡みでこういった、今質問で通告したような取り組みは難しいというお話で、予算編成自体の話になれば総務部の話になってしまいますから、そこではなくて、主眼はやはり環境教育としての省エネ教育なのですけれども、たまたま調べているうちに、先ほど答弁ありましたように兵庫県の三田市ですとか、あと西日本で渇水の非常に悩んでいる地域というのはこういうような取り組みを非常に多くやっていますし、北海道内でも答弁にもありました札幌市もそうですし、浜頓別町ですとか、いろんな道内では6カ所の自治体でやっているのですが、やはりこういったような活動をやっているのです。それはなぜかということ、子供たちに環境教育の大切さを教えるということもあるのですけれども、ただ教えるだけでは、やはりなかなかイ

ンセンティブとして低いのではないかと。本来は、そういうものがなくてもやらないといけないのですけれども、そこでいろいろ知恵を絞った人たちが全国でもこういうふうに学校の自主活動経費が少ないという学校が多いものですから、予算の組み方は多分違うのかもしれませんけれども、お金を出していたということなのですが、これは予算のほうはちょっと触れませんが、やはり現状、環境教育の大切さというのは先ほどの答弁でもあったのですけれども、今の砂川市内の小中学校において、例えば学習指導要領に基づいていろんな教育カリキュラムが組まれていますけれども、事この環境に対する教育、ましてや身近で実践できる省エネに対する教育というのについては、教育委員会のほうとしてどのような学校現場で教育をしているかということは把握されていますでしょうか。そのことについて、もし把握されていれば具体的に教えていただきたいなと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 学校現場での教育環境への、環境教育への取り組みということでございます。これにつきましては、それぞれ多くの教科で学習をしております。社会科でございますけれども、社会科では節水や節電による資源の有効利用という単元、あるいは公害から健康や生活環境を守ることの大切さ、それから国土保全のための森林資源の働きや自然災害の防止ということ。それと、理科では身近な自然の観察、それから生物と環境のかかわり、地球温暖化や外来種、家庭科では環境に配慮した家庭生活の工夫など学習を行っております。そのほか、総合的な学習ですとか生活科、道徳などでそれぞれ環境というテーマを持ちまして、それぞれ学習、教育活動を行っているという状況にございます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 大分大きなくくりでご答弁いただいたのですけれども、現実に例えば本当に身近でできるような子供たちの環境教育という多分大きくなり過ぎるのしょうけれども、まさに質問で通告したように節電ですとか節水、これだって家庭に帰ってからもできることなのです。むしろ学校というのは、学力の向上ということは今叫ばれていますけれども、それも大切なことです。それだけではなくて、社会集団生活を営むルールを覚える場でも大切です。さらには、やはり恒常的に生活していく力を学んでいく、そういったようなことも大切だと思いますし、家庭に帰って小まめに節電をする、それから節水に心がける、こういったようなことというのも、家庭教育の中でしっかりされているところもありますけれども、しっかりされているところもまた学校に来てもやってもいいわけですし、学校から子供たちがそれを家に持ち帰って、またご両親ですとか兄弟にその環境、省エネの大切さを教えるというような相乗効果もできると思うのです。ですので、その辺の答弁はなかったのですけれども、その辺について学校独自にいろいろとやられていると思うのですけれども、そこら辺についての把握というものは現状は今のところわからないといったような理解でよろしいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 私のほうから、先ほど環境教育という部分のところで、取り組みのことでご答弁をさせていただきましたけれども、その中で節電、節水というような単元もございます。そういったことで、それぞれ市内の小中学校ではそういった部分についても学習に教育活動の中で知識として蓄えていただいておりますし、また細かなそういう省エネというような取り組みでございますけれども、市内小学校、中学校、それぞれに対しまして、電気、水道などの光熱水費ですね、それから灯油、ガス、ガソリンなどのそういった燃料費の使用についてでありますけれども、1つ目、1点目といたしましては暖房の温度設定は適切かどうか、それから2点目として暖房使用中に玄関や窓があいていないか、3点目として空き教室や授業で使用していない教室の照明や暖房が入っていないか、4点目として玄関、廊下、階段等の照明がつけっ放しになっていないか、5点目としてトイレ、流し等で水が出っ放しになっていないか、6点目として体育館、市内の学校につきましては遠赤外線を使っているわけでございますけれども、それらの暖房機がフル稼働していないか、また7点目としてはガスの消し忘れ、こういったものがないかというような部分について、観光教育とあわせまして、こういった省エネの取り組みという部分を学校に対して委員会として指導をしております、学校ではこれらを念頭に置きながら校長、教頭を中心に教職員を初め各児童生徒を含めて学校全体として節電、節水、節約、省エネ等の取り組みが行われています。それとともに、児童生徒がみずから省エネにかかわる、そういったポスター、こういった部分を作成しまして校内に掲示をするなど、そういった意識を高める活動あるいは取り組みの徹底を図っている学校もございます。そういったことから、一定のそういった教育、それから具体的な取り組みといった部分のところでは一定の効果が上がっているということで現状では認識をさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 各学校によっていろいろな取り組みをされているということであったのですけれども、これを最後の質問として教育長にぜひ伺いたいのは、環境教育、省エネ教育の大切さというのは、今次長のほうからの答弁もいただいたのですが、今回の私の質問の大項目としてのテーマが、やはり省エネを一生懸命子供たちがやっている努力を何とか学校に還元してあげたい、子供たちに還元してあげたいというのがあるのです。予算的な関係についてはなかなか、予算の話もあって難しいということは最初の答弁でわかりましたけれども、例えば子供たちというのは、我々大人でもそうなのですけれども、褒められると非常にやっぱり喜ぶのです。ですので、そういったような取り組みをしている学校ですとか児童たち、児童といっても個人ではなく団体でもいいのですけれども、学級とか砂川市の教育委員会として独自に例えば表彰してあげるですとか、砂川市教育委員会にはオアシス通信というような立派な広報紙もありますから、そういったところで紹介してあげるですとか、そういったやはり子供たちの努力が少しでも多くの市民の皆さんに子供

たちも頑張っているのだよというような姿を見せてあげると子供たちにとっても張り合いが出ますし、そこで教えている学校の先生にとっても、あそこの学校の子供たちは環境にしっかりと配慮したことをやっているのだねというふうに地域の住民の皆さんも認めてくださいますから、それもそれでこれからの活動というのをますます意識の向上につなげていくこともできるのかなというふうに思っていますので、お金のかからない、極力かからない方法で子供たちの努力に報いてあげるといようなことが何がしか考えてあげられるのではないのかなというふうに思っていますので、その辺の考えをぜひ教育長のほうからご答弁いただきたいなというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 教育長。

○教育長 四反田孝治君（登壇） 大項目でお尋ねがありました環境教育ですね、これについては特に今の現状の中では今年度の教育行政執行方針の前段の部分で現状でやはり現状は地球環境の問題、さまざまな社会情勢の変化がある旨前段で触れさせていただいて、砂川の教育はどうあるべきかということをお願いしてまいりました。ですから、砂川の教育につきましては、知、徳、体の調和のとれた教育を通しまして、子供一人一人が生きる力をはぐくむ、心豊かにともに学ぶ教育を目指していくという、そういう状況の中でやはり環境教育というのは大事な部分だというふうに私どもは認識しているところでもございます。ただ、いずれにしても教育というのは学校だけでできる問題でもありませんので、やはり改正されました教育基本法の中でも家庭教育というのは重要な部分を占めているという、そういう状況にありますから、学校に行って節水、節電ということも含めまして、家庭の中でもそういう状況の中で子供たちが認識をしていただければという、そういうふうに感じているところでもございます。

それと、そういう特徴的な取り組みをしたときに褒めたらどうかというお話がございましたけれども、これにつきましては現状ではそういう各市内の小中で具体的な取り組みというのを私ども聞いておりませんが、特にいろんな形で表彰規定というのが、いろんな限られたといいますか、決められたものがありますから、なかなかそれに該当するかどうかということで表彰というのがありますけれども、ただ感謝という問題につきましては、私ども教育委員会が認定をしていただいて、そういう形がとれるというふうに考えているところでもございます。特に最近の例で申し上げますと、やはりこれは環境教育ではありませんけれども、教育委員会として感謝状を贈呈したのはやはり10年間にわたりまして図書館に寄贈していただいたジャリンバに対するそういう寄贈が子供たちのためということがありましたので、感謝状を贈呈させていただきましたし、さらにはいわゆる今回の青少年問題教育の中でも地域の方々の中でいろんなボランティア活動をされた方については、市長のほうから表彰をさせていただくとかという、いろんな形でやはり議員さんのおっしゃったとおり、大人も子供もやはり褒められたらうれしいという、そういうものだというふうに認識をしておりますので、それらを市内全体でいろんな形でつながって

けばいいなというふうに思っておりますので、各学校の取り組み等々につきましても、学校だけでなく、やっぱり家庭、地域連携した形でいろんな形の環境についての問題等々を考えていかなければならないというふうには考えております。ですから、そういう全体的な取り組みの中では、ことし砂川の教育の日ということでいろんな事業展開をさせていただきますので、それらも踏まえて今後は十分に検討させていただきたいなというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○武田圭介議員 終わります。

○議長 北谷文夫君 以上で一般質問はすべて終了いたしました。

午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第 2 議案第 4 号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について

議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長 北谷文夫君 日程第 2、議案第 4 号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更について、議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての 2 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 議案第 4 号 北海道市町村備荒資金組合規約の変更についてご説明いたします。

変更の理由は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う規定整備を行うため、本規約を変更しようとするものであります。

変更の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3 ページの議案第 4 号附属説明資料をお開きいただきたいと存じます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行、第 6 条の「各支庁」を変更後は「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 5 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明いたします。

変更の理由は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う規定整備

を行うため、本規約を変更しようとするものであります。

変更内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、3ページの議案第5号附属説明資料をお開きいただきたいと存じます。向かいまして左側が現行、右側が変更後となっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

現行、第5条の表中、「各支庁」を変更後は「北海道総合振興局及び北海道振興局の」に改めるものであります。

現行、別表中「石狩支庁管内」を「石狩管内」に、「渡島支庁管内」を「渡島管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山管内」に、「後志支庁管内」を「後志管内」に、「空知支庁管内」を「空知管内」に、「上川支庁管内」を「上川管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌管内」に、4ページ「宗谷支庁管内」を「宗谷管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振管内」に、「日高支庁管内」を「日高管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路管内」に、「根室支庁管内」を「根室管内」に、「（檜山）」を「（檜山）」に、「（網走）」を「（オホーツク）」に改めるものであります。

また、別表、3ページになりますが、現行、空知支庁管内の項中「幌加内町」を削り、変更後上川管内の項中「占冠村」の次に「幌加内町」を加え、現行留萌支庁管内の項中「幌延町」を削り、変更後宗谷管内の項中「枝幸町」の次に「幌延町」を加え、現行一部事務組合（石狩）の項中「石狩西部広域水道企業団」を削り、同じく（留萌）の項中「西天北五町衛生施設組合」を削り、変更後（宗谷）の項中「利尻島国民健康保険病院組合」の次に「西天北五町衛生施設組合」を加え、（札幌）の項中「北海道町村議会議員公務災害補償等組合」の次に「石狩西部広域水道企業団」を加えるものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第4号及び第5号の一括質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号及び第5号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第8号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 北谷文夫君 日程第3、議案第8号 砂川地区公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） ただいま上程をいただきました議案第8号 砂川地区公平委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます畠山豊氏は、平成22年6月30日をもって任期が満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、次の者を選任をいたしたいと存じます。

引き続きまして畠山豊氏を選任をいたしたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 これより、議案第8号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

◎日程第4 報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第4、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成21事業年度であります。お手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。1ページ、2ページの事業概要については、庶務関係であり、それぞれ記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページ、損益計算書でご説明申し上げます。事業収益につきましては、附属明細書でご説明申し上げますので、9ページをごらんいただきたいと存じます。最初に、公有地取得事業収益は道道拡幅用地売却収益で場所は東1条北10丁目の用地、291.96平方メートルで、518万4,918円でございます。次の土地造成事業収益のうち、最初にあかね団地売却収益は、1区画273.63平方メートルの契約を済ませ、492万5,300円の収益でございます。すずらん団地売却収益は、さくら保育園の西側で3,645平方メートルの売却で5,429万8,222円でございます。道央砂川工業団地事業収益はございません。次に、附帯等事業収益の保有土地賃貸等事業収益は、宮川に所有する公用施設用地を警察職員公宅用地として北海道に賃貸している収入で、178万4,116円の収益でございます。したがって、事業収益合計は6,619万2,556円となったところでございます。

3ページにお戻り願います。これに対する事業原価は、(1)、公有地取得事業原価、(2)、土地造成事業原価、(3)、附帯等事業原価の合計で6,619万2,556円となり、差し引き事業利益はございません。

4ページの3、販売費及び一般管理費は、(1)、人件費と(2)、経費の合計18万1,567円となっており、これが事業損失18万1,567円となっております。

次に、4の事業外収益でございますが、内訳は(1)、預金利息2万8,625円と(2)、補助金100万円、これは当公社があかね団地の購入者に支払った土地購入に対する補助金で、砂川市から交付していただいているものであります。(3)、雑収入74万4,029円は、工業団地用地を一時的に貸し付けている土地の貸付収入となっており、事業外収益の合計は177万2,654円でございます。これに対して事業外費用は、土地購入者へ同額の土地購入助成金100万円でございます。したがって、事業損益18万1,567円から事業外収益、費用を差し引きまして経常利益は59万1,087円が当期純利益となったところでございます。

5ページをお開き願います。貸借対照表についてご説明申し上げます。資産の部、1、流動資産は、(1)、現金及び預金から(5)、完成土地等までの合計で19億7,507万5,449円となっております。2、固定資産は、出資金1万円を加えて、資産合計19億7,508万5,449円となっております。

次に、6ページの負債の部でございます。流動負債は、短期借入金17億1,445万円と負債性引当金1億7,800万円で、2の固定負債はございませんので、負債合計は

18億9,245万円であります。

資本の部につきましては、資本金の基本財産として砂川市からの出資金1,000万円、準備金は前年度までの前期繰り越し準備金7,204万4,362円と、4ページの損益計算書でご説明いたしました当期純利益59万1,087円を加えた資本合計は8,263万5,449円に負債合計額を加えた負債資本合計19億7,508万5,449円は5ページの資産合計と一致するものであります。

以下、7ページ、8ページにはただいまご説明申し上げました貸借対照表の各項目金額と一致する財産目録を添付しております。

10ページをごらんください、完成土地の明細表でございます。この表の内容をご説明いたします。資産区分を期首残高、当期増加高、当期減少高、期末残高の欄に区分イの欄、1、あかね団地、2、すずらん団地、3、道央砂川工業団地（第3次分）にそれぞれ示しております。当期増加高の欄のうち諸経費22万4,050円は、あかね団地、すずらん団地の分譲予定地の草刈り等の管理経費であり、道央砂川工業団地（第3次分）の2,300万6,773円は、民間金融機関から借り入れしている支払利息であります。これに対し、当期減少高の欄のあかね団地は、1区画分の売却収益、売却収入492万5,300円とすずらん団地は砂川市への売却収入5,429万8,222円であります。

11ページ、(4)、公有用地明細票は、当期減少高に道道拡幅用地として砂川市へ売却した518万4,918円で、場所は給食センター前の西側用地、道道文珠—砂川線の北側291.96平方メートルでございます。次の公用施設用地は、宮川に所有する土地賃貸の収入であります。したがって、期末残高のそれぞれの金額は7ページ、財産目録、資産の部、1、流動資産に記載の(4)、公有用地の道道拡幅用地、公用施設用地他と、(5)、完成土地等のあかね、すずらん両団地と道央砂川工業団地（第3次分）の帳簿価格と一致しているところでございます。

次に、短期借入金の詳細についてご説明申し上げますので、12ページをごらんいただきたいと存じます。借り入れ先は、砂川市ほか4金融機関からの借り入れ状況で、利率については砂川市は無利子で、各金融機関は記載の利率となっております。最初に、砂川市の期首、期末残高はゼロ円となっている理由でございますが、借り入れ7億1,000万円につきましては会計年度独立の原則から毎年度4月当初に借り入れ、翌年3月末に全額返済となっておりますので、4月1日の期首と3月31日の期末残高はゼロ円となっているものでございます。したがって、この期間、3月27日から4月3日までの1週間ほどの期間、新砂川農協から7億1,000万円を一時的に借り入れしております。新砂川農協の期末残高11億7,658万6,000円には、砂川市からの借り入れ7億1,000万円が含まっておりますので、新砂川農協の期末残高から砂川市からの借入金7億1,000万円を引きますと新砂川農協からの借入額は4億6,658万6,000円となります。その他の北洋銀行、空知商工信組、みずほ銀行は、記載のとおり借り入れ

をそれぞれ行っております。したがって、右側、期末残高の計17億1,445万円から砂川市の7億1,000万円を除く金融機関からの金融負債は10億445万円でございます。

13ページは、資本金明細書を添付しております。15ページ、16ページは収支計算書、17ページにはキャッシュフロー計算書を添付しており、資金の流れが表示されておりますので、ご高覧願いたいと存じます。

続きまして、平成22事業年度砂川市土地開発公社予算についてご説明申し上げます。1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、公社の業務予定量であり、第3条は収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、総事業収益は7,491万円、支出の総事業費用を7,433万2,000円と定めるものであり、次に2ページの第4条は、資本的支出を2,030万1,000円と定め、あかね、すずらん両団地の草刈り等の維持管理費と道央砂川工業団地（第3次分）の造成費用に伴った短期借入金に係る民間金融機関の支払利息であります。

第5条では、借入金の限度額を20億円と定めるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。平成22事業年度予算実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。収益的収入の1款1項1目公有地取得事業収益で、1節公有地売却収益2,453万8,000円は東1条北10丁目の道道拡幅用地291.95平方メートルと西3条南13丁目の公用施設用地1,079.43平方メートルを砂川市に売却収益として計上しております。

次に、2目土地造成事業収益、1節あかね団地売却収益は1区画分273.63平方メートル、492万5,000円、2節すずらん団地売却収益、1区画分266平方メートル、473万4,000円の計上で、次に3節道央砂川工業団地売却収益は西6条北23丁目の用地3,955平方メートルを砂川市へ売却し、3,515万6,000円の予算計上となっております。

4ページをごらんいただきたいと存じます。3目附帯等事業収益、1節保有土地賃貸等収益は西3条南13丁目の土地を北海道警察に官舎の用地として長期的に賃貸している土地の賃借料で178万5,000円の予算計上となっております。

2項1目受取利息2万8,000円は、預金利息であります。

2目補助金、1節土地開発公社事業補助金300万円は、土地開発公社が土地の購入者に助成金を交付するのに要する経費で、平成22事業年度はあかね1区画とすずらん1区画分をそれぞれ予定してございます。

3目雑収入、1節その他の雑収入74万4,000円は、工業団地等の用地を臨時的に貸し出しをしているもので、昨年の実績を参考に予算を計上してございます。

次に、5ページ、収益的支出についてご説明申し上げます。1款1項1目公有地取得事業原価、1節公有地売却原価2,453万8,000円、2目土地造成事業原価のうち1

節あかね団地売却原価492万5,000円、2節すずらん団地売却原価473万4,000円、3節道央砂川工業団地売却原価3,515万6,000円及び3目附帯等事業原価、1節保有土地賃貸等原価178万5,000円は、それぞれ公有地土地造成の用地売却収益及び保有土地の賃貸等収益と同額になってございます。

次に、6ページ、7ページの2項販売費及び一般管理費19万4,000円の計上は一般管理経費であり、特につけ加えるものはございません。

3項事業外費用、1目助成金300万円は、あかね、すずらん両団地でそれぞれ1区画分の土地購入助成金の計上であります。

9ページをお開きいただきたいと存じます。資金的収入及び支出のうち、資金的支出で1款2項1目土地造成事業費2,030万1,000円は、説明欄に記載のとおり、あかね、すずらん両団地の分譲予定の土地に係る草刈り等1回分の諸経費と道央砂川工業団地（第3次）造成分に伴う金融機関からの短期借入金10億円に係る支払利息分1,975万1,000円の計上であります。

11ページをお開きください。11ページ、12ページは損益計算書で、22事業年度の当期純利益は57万8,000円と予定しているところでございます。

13ページ、14ページは、貸借対照表であります。また、15ページにはキャッシュフローを添付してございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） それでは、報告第3号 砂川市土地開発公社の経営状況について何点か質疑を行います。

まず、（1）として決算書の5ページ、貸借対照表に記載されている流動資産の合計が19億7,507万5,449円となっており、そのうち完成土地等として18億6,026万2,026円となっておりますが、これは分譲地完成時の取得簿価であるため、現時点での実勢価格と乖離があると考えられますが、同土地を実勢価格に合わせて計算すると、現在ほどの程度の差が生じているのか。

（2）として、現在造成済みで売れ残りの区画の状況がどうなっているのか。

（3）として、現下の経済情勢を踏まえると、全国の土地開発公社を抱える自治体はほぼ例外なく同じ悩みを共通しており、職員の皆さんがどんなに努力をしてもなかなか塩漬けの土地が売却等の処分が進んでいかない状況にあります。これを少しでも減らすため営業活動が行われなければなりません。他方で経済の情勢は依然として厳しい状況が続き、そんな状況を反映してか、企業の設備投資や家計の購買意欲も低下しております。そのような中で従来の決算を踏まえて新年度の予算が上がってきましたが、新年度の予算見込み

どおりの売却益を上げるために過去の取り組みを踏まえてどのように営業活動を行っていくのか、以上のことをお伺いして初回の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 3点ばかりご質問をいただきましたので、お答えしたいと存じます。

1点目の実勢価格と簿価との乖離等についてでございますけれども、土地開発公社における管理経費は土地の簿価に上乘せしておりますが、あかね、すずらん両団地の分譲価格については、当初から販売促進策として分譲価格を据え置いて現在販売しております。土地の価格は、社会経済動向に常に左右されまして、現在住宅用の土地の実勢価格は全国的に値下がりしている状況にあります。現在のあかね団地は、平均で坪当たり6万円台、すずらん団地は平均で坪当たり5万8,000円台で販売している分譲価格でございますが、隣接の民間の分譲地が土地開発公社の分譲価格と比較いたしまして、坪約1万5,000円ほど低い価格で販売されている状況でございます。民間会社等との競争原理から販売戦略として助成金制度を創設し、隣接民間住宅用地の価格と同じ程度の実勢価格にする戦略を採用しております。この助成制度は、ある程度土地開発公社用地も実勢価格と同等となり、購入者の気持ちをこちらサイドに向けることができる、いわゆる販売戦略の手法でございます。また、道央砂川工業団地にしても1平米当たりの分譲価格9,000円台を砂川市に売却して、誘致企業は砂川市から3,000円ほどで購入していただき、いわゆる損して得るといような戦略で販売と企業誘致を行っているところでございます。このことから、土地開発公社で分譲しているあかね、すずらん両団地と道央砂川工業団地における簿価と実勢価格との乖離については、助成制度の導入などで解消しながら販売促進策を行っているところであります。

次に、毎年度の維持管理経費として草刈り等の諸経費と民間金融機関への支払利息などの経費2,300万円は、分譲用地には上乘せしないで、あかね、すずらん両団地、道央砂川工業団地にあるそれぞれの未造成地に上乘せした分、簿価がふえている状況でございます。したがって、これらの理由等により簿価価格と実勢価格は乖離しているという原因になってございます。

2点目のこれまでのあかね、すずらん両団地での販売実績と残りの区画数の関係でございますけれども、住宅政策としてあかね団地は204区画造成し、190区画を販売済みでございます。現在14区画残っており、販売達成率は93.1%となっております。すずらん団地は、154区画造成後、110区画を販売済みで、現在35区画残っており、販売達成率は77.2%となっております。

3点目の残っている区画数関係の営業戦略でございますけれども、販売促進策は第1に営業でございますが、あかね、すずらん両団地の販売の手法には分譲価格を据え置き、さらに平成18年度から助成制度を創設して、2年以内に購入した土地に住宅を建設した場

合には100万円、2年以内にその購入した土地に住んで住民登録をされた場合には50万円を加え合計150万円助成する制度と、さらに砂川市のハートフル住まいる奨励金と合わせますと最大で200万円を団地販売の目玉とした土地購入と住宅政策を推進してきたところでございます。営業マンには必需品となる名刺のほか、助成制度のPRパンフレットを持ってあいさつ回りなどのほか、ハウスメーカーや近隣市町の工務店などに毎年郵送しているところでございます。砂川市民の皆様には、年1回、4月に広報紙にて周知をしており、建設業者にも土地と合わせた住宅建設の営業を行い、また市内の大手企業の社員に対してもあかね、すずらん両団地のPRを行っておりますし、各種会議や講演会などPRの機会があればその都度このPRパンフにより販売促進策に取り組んでいるところでございます。今後とも分譲地の販売促進に向けて積極的な営業活動を展開してまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今順次答弁をいただきましたけれども、実勢価格との乖離というものは市の行っている、市というか、いろんな助成制度によってその差は埋められているというお話でしたし、造成済みで売れ残りの区画の状況というのも確かにあることはあるのですが、思っているほどは少ないのかな。ただ、これからこれ売っていくということは、なかなか今までずっとやってきて売れていかないわけですから、なかなか大きな課題なのかなというふうに思っております。

いろいろとよその自治体の土地開発公社の状況等を聞きますと、全国的にもそうなのですけれども、どこも土地開発公社の経営状況というものは非常に厳しく苦しいということで、それは砂川市にとっても同じことであるというふうに思っております。その中で職員の皆さんも兼務という形でいろいろと営業努力はされていると思いますし、今ほど答弁にありましたようにいろいろと努力をされているところを回っていらっしゃるということももちろん承知はいたしておりますが、やはりこの塩漬けとなっている土地を少しでも流動させて売却していかないといけない。そうなった場合に、果たして今の助成制度だけでいいのだろうかというようなことも検証しなければならないのではないかとこのように思っております。

直接的にその公社に対する対応策になるかどうかはわかりませんが、全国のいろいろな事例を調べますと、こういった塩漬けとなっている土地について、土地の賃貸借によって一時的に土地を貸すと。それから、ある一定の期間を経た上で無償譲渡を行うといったような取り組みをしている自治体もあるようです。当然細かいことは詰めていかなければなりませんけれども、例えば先ほどあかね団地とすずらん団地の坪単価のお話があって、近隣の民間施設との1万5,000円程度の差があると。助成制度によって、その差は何とか解消できるのだというお話もありましたが、土地を、これはあくまでも購入する方に対する助成ですので、土地を購入してしまうと、そこに建物を建てた場合に建物の固

定資産税と土地の固定資産税が発生していきます。そうすると、資金に余力のある方はそれで結構なのですが、これを今よその自治体もやっているように、底地は定期借地権、または普通の賃貸借でもいいのですけれども、借地にすると土地についての固定資産税だけはかかりません。ですので、そういう意味でもいきなり売却ではなくても、建物だけの固定資産税でも入ってくるし、そこに人も張りつくといったような対応もできるので、そういったような対応も考えていくべきではないかというふうに思うのです。

もうちょっと具体的に言いますと、例えばこれを1坪当たり月100円、100円で貸すとすると、例えば100坪であれば1カ月1万円です。1カ月1万円が年間12万円で、仮に15年後無償譲渡するとすれば180万円のお金がそれだけでも地代として入ってきます。さらにいろんな事細かな要件で、ただ単に底地を賃借するだけではなく、底地を賃借する契約と同時に1年以内に建物を着工していただく。そうすれば、建物で年間平均10万円の固定資産税が入ってくると見込めば、仮にこれが15年間であれば150万円の固定資産税も入ってくるわけです。これをトータル15年たてば、今150万円、200万円の助成を与えている額と結果的には同額、ほぼ同額のお金が市の税収、市の収入として入ってくるわけですから、こういったような細かい要件は詰めなければいけませんけれども、そういった先進的な取り組みをしている自治体の例等も参考にしなければ、今までの助成制度だけでいくというのはなかなか限界があるのかなというふうに思っておりますので、その辺も今後の営業活動としてはやはり考えていくべきではないかというふうに思っていますが、その辺のお考えをお伺いしたいのと、あわせて先ほど定期借地権の話もしましたけれども、それと同時に余り一般的な考えではありませんけれども、なかなかやはりどこも厳しいので、苦肉の策として簿価上昇分についてをプレミアムとして所定額のリバースモーゲージということで補償できないかと。これで例えば銀行からの借り入れのところをクリアできないかといったような施策を考えているような自治体もあります。ただ、これには当然金融機関等の協議も必要になってきますので、なかなかこちらだけが単独でこれをやりたいといっても、なかなか先には進めないと思うのですけれども、そういった、本当に塩漬けの土地を少しでも動かすと。動かしていくための努力には、もうなりふりを構ってられないのかなというふうに思いますので、その辺のメリット、デメリットも考慮した上で営業活動を続けていっていただきたいと思うのですが、その辺の新しい施策の取り組み等についての考えについて再質疑としてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 土地開発公社の売れ残っている土地と申しますか、分譲を進めるために売却以外の用地の賃貸の形式の手法の検討ではというご質問でございますが、議員からただいま提案されました賃貸形式は、土地開発公社の団地分譲の手法の一つではあるかなと思っておりますが、実は平成17年に市内の担当者であかね、すずらん両団地の販売促進策としてこの賃貸借形式による販売促進の可能性について、実は検討会議を開催

しております。当時の資料を見ますと、あかね、すずらん両団地を購入したら土地売買契約時に10%程度の頭金を支払っていただいて、残りは土地売買契約の5年後から分割により支払っていただくと、そういう仮定をした場合で据置期間なども検討したということの経過がございました。支払い期間については特に根拠はなかったのですが、5年から10年間の期間設定で支払っていただいた場合のものということで、所有権移転登記は土地代金の完納後に行うということの想定で担当者会議で協議、検討した経過がございました。

この担当者会議での賃貸形式によるメリット、デメリット、それぞれ比較検討いたしたところ、この賃貸形式のメリットがございましたけれども、購入者は住宅建設時に土地代金の10%程度の現金を準備すれば土地を購入する契約を結べると。そして、あかね、すずらん両団地に対する土地購入予定者が幾らか気軽に購入できるのではないかと分析したところでございます。一方、デメリットがございましたけれども、一般的にマイホーム建設、住宅購入というのは通常一生に1度の大きな買い物でございます。金融機関に住宅ローンを申し込みまして、その担保に土地を抵当権として設定いたします。このとき賃貸形式ですと金融機関は住宅建設資金に対する抵当物件である土地が土地開発公社であるため、原則的に希望するような住宅建設資金の融資だとか住宅ローンを組めないということになります。通常これでは、若い共稼ぎのご夫婦が住宅ローンを組めないのであれば賃貸形式では無理ということになった経緯がございました。

この資料は平成17年のころのでございますので、今の金融機関はどう対応するのかということで、市内の金融機関の支店長に実は問い合わせをいたしました。やはり当時と同じく、原則抵当権設定となる住宅の底地である土地が賃貸であれば住宅ローンは組めないということで説明を受けてきたところでございます。しかし、銀行側のほうからの提案では、賃貸形式ではなく、いわゆる住宅建設資金と土地購入資金と一緒に融資することができるということでアドバイスをされました。この場合、例えば土地代金500万円も銀行が融資をするので、土地開発公社に500万円を一括して支払う。そして、土地の所有権移転登記を行って住宅建設後に土地開発公社から建設時の補助金100万円、それから新築住居に住所移転した補助金50万円が交付された時点で銀行に150万円を繰上償還すると。これが一番適切ですよとアドバイスを受けたところでございます。仮に土地開発公社がこの土地を月賦販売とし、土地開発公社から購入者に名義が所有権移転した場合、土地売買代金を経理上未収金ということで発生することになります。また、購入者がいろいろな事情で償還の途中で返済が滞り、滞納が生じるということも考えられることから、総務省では土地開発公社の新たな未収金の発生は厳格に認めないという方針にもなっております。したがって、未収金の予算計上は認められないということから土地の分割、いわゆる月賦ローンといいますか、これは残念ながら無理であると判断したところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 私が挙げたのは一つの例なので、従来の取り組みだけではなくて、本当は新しい、金融機関も交えてですけれども、国等々の関係機関等も交えていろいろとやはり協議していただきたいなというふうに思っております。

それから最後に、これは本当一番最悪の場合というのか、振興公社と違いまして、先ほど答弁にもありましたけれども、土地というのは多くの方にとっては一生に1度の買い物ですから、なかなかちょっとした経済状況の好転ぐらいではなかなか踏み切れないというものがあります。それで、土地開発公社を仮に生産ということになれば、第三セクター等改革推進債というものが平成25年までは借りることができるみたいで、同じ北海道内でも非常に額が多額な釧路市さんのほうがことし、今年度ですね、今年度中に釧路市土地開発公社を公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続により解散、清算するというようなことを先日発表されておりましたので、こういった動向等も含めながら、同じ道内の自治体ですので、今すぐ砂川市がそれを取り入れるかどうかというのは、これは市長の政策的な判断だけではなく、公社の立場、それから我々議会議員の立場というものもいろいろありますので、そういったものを総合的に考慮、加味、議論しなければ決められないことではありますけれども、やはりこういった先駆的な事例というか、そういったところに手をつけているところのことも参考にしていくことも今後は必要になってくるのかなというふうに思っておりますので、その辺のご所見について最後にお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） 土地開発公社の第三セクター改革推進債の活用というようにお話もございました。この第三セクターの改革推進債を土地開発公社が使うというように部分、土地開発公社が使うというよりも市が使うというように形になるかと思えますけれども、この問題については非常にクリアしなければならない部分も何点か介在しているというような部分がございます。

まず第1点目には、土地開発公社の負債と申しますか、この部分が約17億円、市金融機関、さらには市の7億1,000万円含めて17億1,445万円ですか、これくらいあるというような状況でございます。この第三セクター改革推進債については、一応現段階では10年の償還というような状況になっております。そんな関係から、砂川市の財政状況として、これ17億というような形になると10年、1年間1億7,000万円と、こういう形になるかと思えます。こういう砂川市の財政状況として返済が許されるのかどうかという部分、しっかり見きわめていかなければならないという部分が1つにはございます。

それと、この土地開発公社については、これは他の自治体の土地開発公社の状況と若干違うという部分が実はございます。砂川市の土地開発公社については、これは住宅団地等々については造成すべて終わっているのですけれども、一部まだ終わっていないところも

ありますけれども、実は工業団地は農振の網がかぶっている部分、これは解除して、これは今土地開発公社が開発の時期を待っているというような状況になっております。これは、指導機関からも早急に手をかけるようにというような話も実はございました。

そんな関係で、実は今第3次造成部分の今ごみ処理施設くるくる、さらには北海道スイコー、スイコーが張りついた土地の北側に未造成の土地がかなり用地として残っているというような部分があります。そういう形になって、これは砂川市が第三セクター改革推進債を使うというような形になって砂川市の名義に直すというような形になると、この用地について現段階では結局農地に戻せというような状況で指導機関から言われております。これは、何とか農地に戻さないような形で、結局砂川市に名義変更ができないものだろうかという部分で今、これは法律的には許されないのですけれども、今何とかその運用の中でそういう形がとれないだろうかというような話を実はしております。

そんなような状況で、結構これはクリアしなければならない部分がたくさんあります。そんな状況も含めながら、ここ1年、第三セクター改革推進債については25年度、最長25年度に結局借りるか借りないかという部分の方向づけをしなければならないというような状況になれば、この22年、23年、遅くても24年の途中までにはそういう方向を出さなければならないというような部分がございます。今申し上げた課題をどうクリアできるのか、そこら辺結局もう少し努力をしながら、結局私どもで方向性を見出して、もし第三セクター改革推進債を使うというような状況に我々の方針が向けば、これは議会の皆さん方にもお示しをしながら判断もいただくと、こういう形になろうかと思っておりますので、現時点においてはまだちょっと方向性としては出せないというような状況がございますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 本会議場でのご答弁ですので、1点だけ確認をしたいと思っておりますのですけれども、先ほどのやりとりの中で損して得をとるという営業手法のお話がありましたけれども、この営業戦略についてももう少し詳しくお話をいただければと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） 先ほどのご答弁で損して得とれというような言葉を使ったわけでございますけれども、実勢価格と乖離していたということから、ある程度、本来であれば1万円で、坪当たり分譲価格9,000円台で工業団地を売却しているのですけれども、企業誘致の方には3,000円で購入していただいているという経過もございましたので、早く他の市町村等に企業誘致が逃げないためにも砂川市に建設していただく。そうなれば、雇用の確保だとか、それから人口増加対策にもつながりますし、工場等が建てばそこで固定資産税も発生するということから、ある程度先行的な考え方からちょっとそのような言葉をとったわけでございますけれども、ただ土地開発公社と砂川市が一

体となった形で現在この造成した、金融負債も残っていますので、これらの解消を早期にした形で何とか企業に来ていただくと雇用の確保や人口増加対策にもつながるということで、砂川市の発展にも寄与することで、幾らか本当は9,000円で分譲価格で企業の皆様にお買い求めいただきたいのですが、実態は公社としては砂川市に一回売却して、企業誘致が3分の1の3,000円で砂川市から買うと。この3,000円の価格についても、近隣の工業団地の価格が大体このぐらいの程度になってございますので、その同じ同程度にしなければ、なかなか企業誘致も進まないのではないかなという考え方から、ちょっとこのような言葉を使わせていただいたのですが、別に企業の皆様にこういうことを言っているのではなくて、私たち営業マンとして土地を売るためにも何とか、本来であれば9,000円なのでございますけれども、一回砂川市に売却した形で3,000円でご購入いただけるような形で企業、砂川に来ていただけないかというような、そういう営業戦略をとっていく関係から、このような言葉をちょっと使わせていただいたものでございます。

○議長 北谷文夫君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 であれば、営業マンの心得として、まず年間6,000万円分を一般会計から土地開発公社が売れない土地を買い取っている。これをまず心にとめておいていただきたい。そして、これまでもあかね、すずらん団地、1区画ずつしか今回も予定がありません。おまけに、工業団地の売れない部分をこの予算案では買おうというふうに、これは一般会計で買うという形になっているわけです。私は、損しているというふうに実は思っているのです。この辺のところをしっかりと心に入れていただきながら、今後ぜひとも土地をたくさん売っていただいて、本当の意味で得したというふうな形をぜひ早くつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第3号の報告を終わります。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第5 報告第4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告について

○議長 北谷文夫君 日程第5、報告第4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、報告第4号 株式会社砂川振興公社の経営状況の報告についてご説明申し上げます。

初めに、平成21事業年度でありますがお手元の事業報告書、決算報告書でご説明申し上げます。1ページ、2ページの事業概要については、記載のとおりであります。

決算については、3ページ、4ページ、損益計算書でご説明申し上げます。事業収益は、1、営業収益として、（1）、ゴルフコース収入、（2）、ゴルフ練習場収入、（3）、オートスポーツ事業収入の3営業区分と2、受託事業収益、（1）、オアシスパーク施設管理業務受託収入となっており、合計で7,507万7,581円であります。

事業収益の明細につきましては、附属明細書でご説明申し上げますので、10ページをごらんいただきたいと存じます。最初に、ゴルフコースの区分でございます。平成21年度の営業日数243日、入場者数については1万8,399人となっており、プレー料金、カート収入、その他収入で合計5,932万8,181円でございます。次に、ゴルフ練習場収入は、営業日数223日で、売り上げ収入合計は783万6,400円、オートスポーツ収入は、営業月数8カ月で、合計525万円の事業収入でした。次に、受託事業収入は、オアシスパーク施設管理業務受託収入として266万3,000円でございます。したがって、総事業収益は7,507万7,581円となったところでございます。

3ページに戻りまして、これに対する2、事業費用は、1、営業費用と2、受託事業費用合わせて7,360万4,261円であり、事業利益は147万3,320円となっておりますが、詳細についてご説明申し上げますので、再度10ページをごらんいただきたいと存じます。附属明細書の右側部分に費用の詳細を記載しております。21年度は、ゴルフコースとゴルフ練習場合わせて委託発注しておりますので、2営業区分合わせての委託料とその他の委託費の合計が5,090万4,798円となっており、減価償却費1,184万2,918円、諸経費334万2,798円で、諸経費の主なものはクラブハウスの光熱水費と修繕料、消耗品費、印刷製本費等でございます。営業費用の計6,609万514円となり、損益としては107万4,067円の事業利益でございます。オートスポーツは、賃金、委託料、減価償却費、諸経費の合計539万9,347円となり、損益では14万9,347円の事業損失となったところでございます。受託事業の委託費は211万4,400円で、損益は54万8,600円の事業利益となっております。したがって、3営業区分による総事業収益合計7,507万7,581円から総事業費用合計7,360万4,261円を差し引き、147万3,320円が事業利益となったところであります。

3ページにお戻り願いたいと存じます。この事業利益に4ページの3、一般管理費用を差し引きます。一般管理費用の主な内容は、（2）、賃金、（3）、法定福利費は事務職

員の経費であり、(6)、役務費は通信運搬費となる切手、はがきなどの経費であり、(8)、公租公課は固定資産税が主で、その他契約書などの印紙税であります。一般管理費合計は367万8,570円となり、3ページの事業利益を差し引きますと、事業総損益は220万5,250円の事業総損失となったところであります。

次に、事業外損益についてであります。4、事業外収益で受取利息、受取配当金のほかに雑収入などの合計で148万6,017円でございます。これに対して5、事業外費用は支払利息で、これは民間金融機関からの借入金に対する支払利息で917万4,277円であり、消費税が145万円、雑費28万225円となり、事業外費用の合計は1,090万4,502円、差し引きまして経常損益は1,162万3,735円の経常損失となったところであります。これに法人税等の8万円を加えまして、当期純損益は1,170万3,735円の純損失となったところであります。

次に、5ページ、6ページは貸借対照表であります。5ページは、流動資産と固定資産の合計で、資産総額4億7,413万6,977円であります。これに対して6ページは負債の部で、砂川市と民間金融機関からの短期、長期の借入金などが主で、その詳細は11ページに記載しておりますので、11ページをごらんいただきたいと存じます。最初に、長期借入金は左側、期首残高4億3,910万円で、当期増加額は砂川市より3,000万円の借り入れ、当期減少額は民間金融機関4行に約定償還額2,675万円で、差し引き325万円が増加しまして、期末残高は4億4,235万円となっております。短期借入金は2行からの借り入れで2億3,780万円となっており、引き続き同額を借り入れしております。

6ページにお戻り願いたいと存じます。これら短期、長期の借入金を含めました負債合計は6億8,109万9,637円となっております。資本金は1,000万円であり、その明細は12ページに記載しておりますので、12ページをごらんいただきたいと存じます。保有株式数2万株、株主6名となっております。再度6ページにお戻り願いたいと存じます。6ページ、繰越利益剰余金は、前年度決算の繰り越し損失額に当期純損失1,170万3,735円を加え、純資産の部合計はマイナス2億696万2,660円となり、5ページの下段、資産の部合計4億7,413万6,977円と6ページ下段の負債の部と純資産の部の合計は一致するものでございます。

7ページ、8ページは財産目録、9ページは株主資本等変動計算書、10ページから12ページまでは附属明細書でございます。

13ページには、現金の期末残高に係るキャッシュフロー計算書を添付してございます。この資料のご説明を申し上げます。Iの営業活動によるキャッシュフローをごらんいただきたいと存じます。(1)、当期損失は1,170万3,735円となりましたが、当期の減価償却費が1,300万4,950円となっており、営業費用としたこの減価償却費を内部留保資金として当期の損失額に流用しております。IIの投資活動によるキャッシュ

フローは、減価償却資産の増となっております。固定資産の購入としてリースカート15台とボール洗浄機を買い取りしております。Ⅲの財務活動のキャッシュフローは、会社の経営健全化計画に基づき砂川市から新たに無利子の長期借入金3,000万円の借入れを行いながら民間金融機関の長期借入金の返済を行っており、差し引き3,250万円のキャッシュ現金の増となっております。325万円のキャッシュ現金の増となっております。したがって、上記Ⅰ、Ⅱの減収分をⅢの現金増による差し引きした合計は137万2,380円の現金が残り、前年度の期首残高の71万8,842円を加えますと、期末残高は209万1,222円となったところでございます。

続きまして、平成22事業年度事業計画、予算計画についてご説明申し上げますので、事業計画書、予算計画書の1ページをごらんいただきたいと存じます。初めに、事業計画であります。第2条は業務の予定量であり、前年同様ゴルフ場、オートスポーツランドのほか、その他砂川市から委託を受けた業務の執行であります。

第3条は、収益的収入及び支出であり、総事業収益を8,212万8,000円、総事業費用を8,183万1,000円と定めるものであります。

次に、2ページの第4条、資本的収入及び支出は、資本的収入を2億円とし、砂川市からの無利子の長期借入金であり、資本的支出に利払いのある民間金融機関からの長期借入金の全額繰上償還と残りを短期借入金の一部に償還することとし、同額の2億円と定めるものであります。

第5条は、借入金であり、限度額を7億円と定めるものであります。

続きまして、3ページからの予算実施計画及び説明書の主なものについてご説明いたします。収益的収入の部、1款1項1目営業収益で、1節ゴルフコース収入はプレー料金とカート料金ほかの収入合計は6,456万円を計上しております。本年度の利用客数の最低目標を1万8,000人と設定し、予算計画では2万人と見込んでおり、全取締役が一丸となって砂川オアシスゴルフ場の未利用者、未経験者などを中心に営業努力を行い、収益増加に努めてまいりたいと存じます。次に、2節ゴルフ練習場収入は850万円の計上であります。総体的に利用客のニーズ分析を行い、練習目的に応じた施設の維持管理に努め、来場者の増加を図ってまいります。次に、3節オートスポーツ収入は600万円の計上であります。利用見込みでは、本年度も昨年同様全日本自動車連盟公認大会を含め、新たに国際自動車連盟公認世界ラリー選手権第10戦ラリージャパンの開催誘致を図り、また個人使用の利用拡大を進めるとともに、あわせて管理経費の縮減に努め、事業利益が出るように運営してまいります。なお、本年度も12月から3月までの冬期間の運営は使用料収入に対するコースの維持管理に多額の費用が発生することなどから冬期間は休止するものであります。

続きまして、2目受託事業収益、1節オアシスパーク施設管理業務受託収入は、前年同額の266万3,000円の計上であります。

以上により、1項事業収益は前年度比較で694万円減の8,172万3,000円を見込み、昨年度予算と比較して利用者数を2,500人ほどの減少としたところでございます。

4ページの2項事業外収益40万5,000円を合わせた1款総事業収益は、前年度比較で793万5,000円減の8,212万8,000円を見込んでおります。

次に、5ページをお開きいただきたいと存じます。収益的支出の部、1款1項1目営業費用は6,911万4,000円の計上で、前年度より1,386万6,000円の減であります。この減収になった理由をご説明申し上げます。最初に、昨年までは営業費用の科目に民間金融機関への支払利息とクラブハウスなどの固定資産税を営業費用に計上しておりましたが、税理士等の指導機関より民間金融機関への支払利息は事業外費用の支払利息に計上すること、固定資産税は一般管理費の公租公課にそれぞれ計上することと指導を受けたこと、さらに本年度は一層の経費節減に努めるとともに、経営改善を図るためゴルフ場フロント業務及びゴルフ練習場の維持管理運営委託業務の業者選定に当たっては、ゴルフ経営及びお客様商売に実績のある業者を選定し、維持、管理、運營業務の競争入札を行うこととし、委託経費の削減を図ることとしたところであります。昨年度の決算では、支払利息が917万4,000円、固定資産税が105万3,000円で、合計1,022万7,000円ほどが科目がえによる移動をしております。オートスポーツ管理費は、直営により維持管理する経費で527万9,000円を見込んでおります。

次に、2目受託事業費は212万3,000円の計上で、オアシスパーク施設管理業務に係る経費であり、パークゴルフ場の維持管理業務についても指名競争入札により経費の節減を図ってまいります。

続きまして、6ページは2項一般管理費用でございますが、対前年度予定額と比較しますと98万2,000円の増となっておりますが、その理由は公租公課、固定資産税の計上科目がえで、先ほどの説明のとおり8節公租公課123万7,000円の内訳は固定資産税と収入印紙の印紙税であります。このうち固定資産税105万3,000円を前年度は営業費用に計上したものを本年度は一般管理費に科目がえしたため、前年度比較98万2,000円の増となっているところであります。

7ページの3項事業外費用は685万1,000円でございますが、前年度比較530万2,000円の増は先ほど説明申し上げました1目支払利息が本年度より事業外費用に計上したことから支払利息相当分が増額となっております。前年度の支払利息は917万4,000円でしたが、本年度砂川市からの2億円の無利子の長期借り入れにより民間金融機関の利払いが半減しております。

次に、4項特別損失であります。特につけ加えることはありません。

8ページをお開きいただきたいと存じます。資本金収入及び支出であります。収入では経営健全化計画として砂川市からの無利子長期借入金2億円の計上であり、民間金融機

関からの借り入れによる金融負債とその利息の利払いの早期解消を図り、経営健全化を図るものでございます。借入金2億円は、民間金融機関4行からの長期借入金1億2,235万円の全額繰上償還と残り7,765万円は短期借入金の一部の償還とするものでございます。

9ページ、10ページは予定損益計算書でありまして、当期純利益を29万7,000円と見込んでおります。

11ページ、12ページは予定貸借対照表であります。内部留保資金1,000万円を短期借入金の償還とするなど金融負債の早期解消に努力するところでございます。

以上、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第4号の報告を終わります。

◎日程第6 報告第5号 事務報告書の提出について

○議長 北谷文夫君 日程第6、報告第5号 事務報告書の提出についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 角丸誠一君（登壇） 報告第5号 事務報告書の提出について報告をいたします。

平成21年度砂川市事務報告書について、別冊のとおり、平成21年4月から平成22年3月までの事務執行について、目次に記載のとおり総務部から市立病院まで139ページにわたり記載しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で事務報告を終わります。

◎日程第7 報告第6号 監査報告

報告第7号 例月出納検査報告

○議長 北谷文夫君 日程第7、報告第6号 監査報告、報告第7号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

◎日程第8 意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

意見案第2号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書について

意見案第3号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書について

意見案第4号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書について

○議長 北谷文夫君 日程第8、意見案第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、意見案第2号 小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書について、意見案第3号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書について、意見案第4号 石炭じん肺患者とトンネルじん肺患者の救済制度創設等を求める意見書についての4件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第4号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 北谷文夫君 これで日程のすべてを終了いたしました。

平成22年第2回砂川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年6月16日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員